

令和6年度（2024年度）第1回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年5月15日（水）午後1時30分開会

場 所：かでの2・7 10階 1060会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） ただいまより令和6年度第1回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

審議会の進行ですが、本日は新たな会長の選出がございますので、それまでは、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としております。委員総数15名中、会場出席が澁谷委員、白木委員の2名、オンラインで現在8名、合わせて10名の委員にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（名畑課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境保全局長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○阿部環境保全局長 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より道の環境行政の推進に当たりましてご理解とご協力をいただいておりますことにこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

皆様も既にご承知のとおり、昨今、深刻化しております気候変動問題が国際的に重要な課題となる中、我が国におきましても、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められている一方で、風力発電や太陽光発電の施設設置に伴います生活環境や自然環境などへの影響も懸念されているところでございます。このため、地元自治体や住民の声を聞くプロセスを経て、環境へ配慮されたよりよい事業計画へと導くアセス制度の重要性は今後ますます増していくものと考えております。

今年度の審議会におきましては、本日もそうですが、案件数が多くなることが想定されておまして、委員の皆様には何かとご負担をおかけすることになるかと思っておりますが、本道におけるアセス制度の適切で円滑な運用に向けまして、専門的、科学的な観点からのお力添えを賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、4月の異動で環境政策課長も代わっておりますので、ご紹介いたします。

環境政策課長の久保でございます。

○事務局（久保環境政策課長） 4月から佐々木前課長の後任として参りました久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、新たな委員の就任についてお伝えいたします。

露崎前会長の任期満了による退任については前回の審議会で皆様にお伝えしましたが、後任といたしまして植物分野を専門とされている北海道大学農学研究院の松島先生に今年4月26日付で委員にご就任いただいております。

松島委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○松島委員 北大の松島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、会議次第、委員名簿のほか、資料1と資料2はそれぞれ1から3、資料3から資料6はそれぞれ1から2、資料7、資料8及び資料10、資料11はそれぞれ1から3、資料9は1から4と多数の資料をご用意させていただいております。

配付漏れ等がございましたら事務局までよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は11件となっております。

議事（1）は、会長の選出となります。

議事（2）から議事（11）については、全てが風力発電の審議となっております。

今回から、各図書に係る1回目の審議においては、審議をより効果的かつ効率的に進める観点から、事業者に出席していただき、事業の概要の説明と委員からの質疑への応答を行っていただくことといたしました。

本日は、議事（2）から議事（6）の5件が該当いたしまして、それぞれ会場またはオンラインで事業者から発言がございますので、ご承知おきください。

それぞれの議事の個別説明は省略いたしますが、議事（9）の（仮称）福島町風力発電事業環境影響評価方法書については、本日が3回目の審議であることから、答申文案のたたき台を含め、委員の皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴の皆様及び報道機関の皆様には、一時、退席していただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（名畑課長補佐） それでは、早速ですが、議事（1）の会長の選出に移ります。

本議事に関する資料として資料1-1から1-3をご用意しておりますが、当審議会やアセスメント制度についての概要を示しているものですので、説明は省略させていただきます。

その中で、会長の選出については、資料1-1の裏面がございます条例第58条第2項において、委員が互選することとされているため、互選により行わせていただきます。

従来、委員の皆様から推薦していただく方式を取っておりますが、今回、どなたかからご推薦はありませんか。

○奈良委員 今までのご経験などから澁谷委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局（名畑課長補佐） ただいま、澁谷委員をとというご推薦がありました。ほかの委員の皆様からご推薦等はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（名畑課長補佐） ほかにないようであれば、澁谷委員に会長に就任していただくことを承認していただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（名畑課長補佐） 異議なしということで、新たな会長については澁谷委員に決定させていただきます。

ここからの議事進行は澁谷会長によろしくお願いいたします。

○澁谷会長 会長に選出していただきました澁谷でございます。

今日は、終了予定時間が19時ということで、長丁場ではございますが、スムーズな進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど事務局からも説明がありました。資料1-1の裏面をご覧ください。

審議会の組織及び会議等の条例第58条第4項で会長に事故があるときには会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されております。

私からは大原委員を指名したいと思います。大原委員、また、ご出席の皆様、それによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 大原委員、いかがでしょうか。

○大原委員 はい。何かありましたときには務めさせていただきます。ありがとうございます。

○澁谷会長 それでは、ご承認をいただきましたので、大原委員にお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

○事務局（名畑課長補佐） 次の議事に入る前に、局長の阿部につきましては、業務の都合により、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 続きまして、議事（2）に入らせていただきます。

本日が1回目の審議となる浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、先ほど事務局から説明があったとおり、事業の概要の説明を事業者である九電みらいエナジー株式会社様からお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） それでは、九電みらいエナジーより、図書の概要につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、事業内容についてです。

4ページをご覧ください。

事業実施想定区域は浜頓別町に位置しております。区域の面積は約410ヘクタールでし

て、関係町は事業実施町である浜頓別町及び区域の南側に位置する神威岬が浜頓別町と枝幸町に位置していることから、景観の関係より枝幸町も関係地域となっております。

また、9ページから25ページにかけて事業実施想定区域の設定に係る考え方を示しておりまして、9ページに示しているフローのとおり、風況や既存道路の状況、保安林や自然植生、土砂災害警戒区域や浜頓別町の小型風力発電施設設置に係るガイドラインの状況等を踏まえながら事業実施想定区域を設定しております。

次に、26ページをご覧ください。

設置が予定されております風力発電機の概要ですが、ブレード直径が117メートルから136メートル程度、風力発電機の高さが143メートルから180メートル程度となっております。なお、変電設備についての詳細は未定となっております。

続きまして、29ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてまとめたものです。既設の事業が3事業あり、次ページの図で示しておりますように、いずれも本事業の北側におのおの1基ずつとなっております。

また、計画中といたしましては、コスモエコパワーの猿払村及び浜頓別町における風力事業がございますが、こちらは平成26年3月に配慮書を送付された後、動きがない状況でございます。

続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況について順に説明してまいります。

まず、植物についてです。

少し飛びまして68ページの表3.1-26に重要な群落を整理しております。これを70ページ、71ページに図で示しております。

まず、70ページをご覧ください。

事業実施想定区域に特定植物群落、学術自然保護地区及び優れた自然地域は存在していません。

続きまして、71ページです。

風力発電機の設置想定範囲内に、一部、植生自然度9のトドマツ-ミズナラ群落、植生自然度10のササ群落が存在しております。

続きまして、動物についてです。

85ページをご覧ください。

注目すべき生息地を表3.1-33に示しております。

86ページに図示しておりますが、事業実施想定区域からいずれも離隔がある状況です。

続きまして、87ページをご覧ください。

環境アセスメントデータベース、EADAS センシティブリティマップにおきまして、事業実施想定区域を含むメッシュでオジロワシ、オオワシ及びチュウヒの生息が確認されております。

続きまして、95ページをご覧ください。

鳥類の渡り経路等について示しておりますが、こちらにも、EADAS 集団飛来地のデータより、事業実施想定区域を含むメッシュは海ワシ類の集団飛来地としてランク 1 となっております。

続きまして、96 ページには渡りのルートを示しております。

事業実施想定区域及びその周囲において、オオハクチョウ、コハクチョウ及び海ワシ類の日中の渡りルート並びに秋期の夜間の渡りルートが確認されております。

続きまして、97 ページには鳥類の注意喚起レベルを示しております。

事業実施想定区域を含むメッシュについては、チュウヒ、オジロワシ及びオオワシの生息並びに海ワシ類の集団飛来地として注意喚起レベル A3 となっております。

続きまして、景観についてです。

241 ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点の状況と可視領域について示した図となっております。この図の水色に着色した箇所から風力発電機を視認することができます。

主要な眺望景観の予測地点につきましては 243 ページの表 4.3-28 をご覧ください。

こちらでは、それぞれの眺望点における風力発電機の設置想定範囲の方向及び距離と垂直見込角、主要な眺望方向を示しております。また、主要な眺望点である神威岬及びアメリティ公園からの風力発電機の見えの大きさがそれぞれ 2.8 度、1.5 度となることから、場合によっては景観的に気になり出す可能性があります。これは地形や樹木による遮蔽等を考慮していないものとなっております。

次に、110 ページをご覧ください。

身近な自然の状況について図で示しておりますが、事業実施想定区域内に身近な自然は確認されておられません。

次に、174 ページをご覧ください。

こちらの図に配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況を示しております。学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は図中に吹き出しを記載しております。最寄りの施設においても事業実施想定区域から 4.9 キロメートルの離隔距離があります。また、住宅は図中のピンクに着色した点で示しており、事業実施想定区域内に住宅は存在せず、次の 175 ページの表 4.3-2 に風力発電機の設置想定範囲の周囲における 0.5 キロメートル間隔の住宅の分布状況を示しております。

0.5 キロメートル以内に住宅は存在しておらず、0.5 キロメートルから 1.0 キロメートルの範囲に 4 戸、1.0 キロメートルから 1.5 キロメートルの範囲に 23 戸、1.5 キロメートルから 2.0 キロメートルの範囲に 11 戸の住宅が存在していることを確認しております。

続きまして、計画段階配慮事項の選定についてです。

ページは少し戻っていただきまして、167 ページをご覧ください。

こちらは選定の表となりますが、本事業は条例アセスでございますため、環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針に基づき環境要素の区分の項目を記載しております。

また、環境影響要因の区分の工事の実施による環境影響については、方法書以降の手續において取り扱うとの考えから、選定しておりません。

また、土地または工作物の存在及び供用についてですが、施設の稼働に伴う超低周波音については人の聴覚閾値を下回る事例が多く、健康影響について明らかな関係を示す知見は確認できないことから、重大な環境影響が生じることが想定されないため、計画段階配慮事項として選定しておりません。ただし、164 ページに記載しており、また、道民意見でもいただきましたように、地域住民の方々が懸念を抱くおそれがあるということから、方法書以降の手續において調査、予測及び評価を実施いたします。

また、168 ページに記載しておりますように、電波障害につきましては、障害が発生した場合におきましても共同受信設備の設置等の保全措置が確立されているため、計画段階配慮事項として選定しておりません。ただし、こちらにつきましても道民意見を頂戴いたしましたので、方法書以降の手續におきまして、施設の存在及び施設の稼働に伴う電波障害に係る調査、予測及び評価を行うこととしております。

続きまして、累積的影響についてです。

172 ページをご覧ください。

表 4.2-5 に累積的影響の対象として選定する理由、または、選定しない理由を示しております。

植物、動物、生態系の地形改変及び施設の存在については、事業実施想定区域の周囲において複数の風力事業が存在しておりますが、地形改変及び施設の存在に伴う影響は本事業の事業実施想定区域に限られることから、累積的な影響の対象としては選定しておりません。

最後になりますが、173 ページから 245 ページにかけて、調査、予測及び評価の結果を記載しております。また、246 ページから 248 ページに重大な環境影響が考えられる項目についての評価結果を取りまとめており、騒音、日照、植物、動物、生態系及び景観につきましては、今後の環境影響評価における現地調査等を踏まえ、環境保全措置を検討することにより、重大な環境影響を回避または低減できる可能性があるものと評価いたしました。

私からの説明は以上となります。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から道民意見の概要及び主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局（川村専門主任）** 初めに、本配慮書に係る手續の経過について簡単にご説明します。

本事業は、北海道環境影響評価条例に基づいて配慮書の送付があった事業であり、3 月 4 日付けで配慮書を受理し、本審議会には 3 月 25 日付けで諮問しております。

続きまして、資料の説明をいたします。

まず、資料 2-1 の配慮書についての意見の概要についてです。

表紙をめくっていただきまして、2ページをご覧くださいたいのですが、こちらに縦覧者数が記載されております。縦覧場所での縦覧者数は1名、事業者ウェブサイトへのアクセス数は169回とのことです。

3ページには説明会について記載されております。来場者数は、枝幸町の会場では1名、浜頓別町の会場では13名でした。

同じページの一番下に意見書の提出状況が記載されています。道民からの意見書の提出が5通あり、25件の意見があったほか、道民以外からも1通、4件の意見があったとのことです。

4ページからは、提出された意見の概要が記載されております。

なお、条例において、事業者に送付を求めているのは道民意見の概要のみですが、道民以外の方からの意見や事業者の見解も示されております。

意見の概要ですが、4ページの意見書1は超低周波音及び電波障害を懸念する意見、5ページの意見書2は低周波音を懸念する意見です。5ページから6ページの意見書3は、斜内山道付近岩崖植物群落への影響を懸念する意見などが記載されています。7ページから9ページの意見書4は、9件の意見が記載されておまして、森林生態系や魚類、鳥類などの動物への影響などについての意見が記載されています。10ページから13ページの意見書5は、11件の意見が記載されておまして、意見書の提出方法や景観の影響評価手法などについての意見が記載されています。14ページから15ページは、道民以外の方からの意見となりますが、景観、鳥類、森林への影響などについての意見が記載されています。

最後に、本図書の周知に関する資料が添付されていますが、説明については割愛させていただきます。

なお、この道民意見の概要は5月7日に受理しており、知事意見の提出期限は8月5日となっております。

続きまして、資料2-2に沿って、1次質問とその事業者回答について、抜粋して説明させていただきます。資料2-3は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料2-2の1ページの質問番号2-1をご覧ください。

事業実施想定区域の設定に関し、①では住宅等の確認結果をどのように反映したのか、②では植生自然度の高い群落を除外することについてどのような検討をしたのかを質問しました。これに対し、事業者からは、①の住宅等については、約400メートルの距離にある住宅において苦情等が多く発生している調査結果を参考に、離隔距離をできるだけ確保することとし、現在の離隔距離は700メートルですが、方法書以降の調査、予測、評価の結果を踏まえ、風力発電機の配置を検討することとした。また、②の植生自然度9及び植生自然度10の区域については、方法書以降の手續において、現地調査等を実施した上で予測及び評価を行い、重要な植物及び植生への影響について回避又は低減を図るとのこ

とでした。

次に2ページの質問番号3-6と3-7をご覧ください。

どちらも鳥類に関する質問であり、3-6の②では事業実施想定区域の周辺に渡りのルートが存在すること、3-7の②では事業実施想定区域を含むメッシュは注意喚起レベルA3であり、周囲にはA1及びA2のメッシュがあることに対し、事業者の見解と今後の対応方針について質問しました。これに対し、事業者からは、方法書以降の手続において専門家の助言を受け、適切に調査、予測及び評価を行うとのことでした。

最後に、4ページの質問番号4-5をご覧ください。

動物の重要な種の予測結果に関し、オジロワシやオオワシなど、生息環境が不足しているのではないかと質問しました。これに対し、事業者からは、生息環境を確認し、表を修正するとのことでした。修正後の表は別添資料に示されていますので、資料番号2-3の7ページと8ページをご覧ください。朱書き部分が修正された箇所ですが、オジロワシ、オオワシの生息環境として森林が追加されるなどの修正がされています。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。聞き取りづらかったところがありましたら、それも含めてご質問をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○先崎委員 幾つかお聞きします。

まず、1次質問の質問番号3-6の渡り鳥の質問のうち、②の夜間の渡りについてです。

適切に調査、予測及び評価を行いますということですが、これは確実にやりますというような解釈でよろしいですか。難しいのではないかと質問したのですが、難しくてもしっかりやると事業者側としては考えているということでしょうか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） こちらは、専門家のご助言をいただきながら、調査をしっかりとやるというご回答をさせていただきます。

○先崎委員 録音機を使用した調査だけでなく、暗視機器やサーマル機器などを使って、渡りのルートや飛行高度などについて、出現した鳥類全てについて記録していただくようお願いいたします。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 承知いたしました。方法書以降で検討させていただきます。

○先崎委員 よろしくお願いたします。

次に、質問番号3-7についてです。

注意喚起レベルが高いところの周囲に計画していますということに対し、事業者の見解を聞いていますが、環境保全措置としては具体的にどういったことを想定されているのか、今、ここではっきりさせていただけますか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 基本的には、どういうルートで出現しているかを調査し、その調査結果によって風車の配置等を必要に応じて変更するなどの対応を考えております。

○先崎委員 基数の削減などは考えておられないということですか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 基数の削減も状況によっては考えております。

○先崎委員 もう一つ、図書の172ページの累積的影響の表4.2-5の動物のところです。

地形改変及び施設が存在による影響に関しては累積的影響の評価項目として選定されておりません。事業者の説明では重要な生息地と十分に離れているからということだったのですけれども、大型猛禽類のほか、その他鳥類の行動圏や渡り行動を考えると、ほかの施設の周辺を利用する鳥類がこの施設の付近を利用することは普通に考えられますし、ここに風車が建つ、施設が存在することでそのほかの地域の風車の影響を受ける範囲に生息している鳥類に影響することも十分にあり得ることだと思います。ですから、これはあまり妥当ではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 今いただきました地形改変についてお答えします。

隣接する他事業者の施設との累積的影響について、今後、主に鳥類になると思うのですけれども、しっかりと調査を行い、どこから鳥類が飛んできて、影響があるのかを可能な限り確認しようと思うのですけれども、かなり広範囲になるかもしれませんので、可能な範囲での確認と考えております。

なお、影響評価につきましては、まず、現地の状況を確認してというところでの本日のお答えになろうかと思っております。今後、方法書の段階で調査の仕方を……

○先崎委員 しっかりと確認するというを前提に、方法書以降の手に進んでいただくようにお願いします。広範囲の調査になると思うのですけれども、対象を絞ったりすれば十分に可能だと思いますので、よろしくをお願いします。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 承知いたしました。方法書の作成の段階で専門家の方にもご相談し、調査の方法、また、調査のやり方、時期等について検討してまいります。

○澁谷会長 ほかにごさいませんか。

○吉中委員 今回は計画段階環境配慮ということですので、そういう初期の観点から幾つか質問をさせていただきます。

計画段階配慮というのは戦略的アセスにもつながるといいますか、そうした性格を少し持っているものだと思うので、そういった観点から、ちょっと焦点がずれるかもしれませんが、事業者あるいは事務局のお考えをお聞かせいただければと思っています。

今回、九電みらいエナジーの事業だとお聞きしておりますけれども、九電みらいエナジーのホームページを拝見しますと、既存の再生可能エネルギー施設はほとんど九州の中に存在していたのかなと思います。一方で、今回、北海道に九電みらいエナジーとして再生可能エネルギー施設を設置するという計画を立てられたわけですが、国内のどこに設置すべきかという全体的な計画地の選定についてどういうお考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、今回設置される予定の発電施設から得られた電気はどこで使われるのかについてのお考えもお聞かせをいただきたいと思います。

といいますのも、例えば、配慮書の3ページの前書きのようなところで今回の事業が北海道の脱炭素化エネルギー自給率向上に貢献することを目的としたという文言があります。今回の再生可能エネルギー施設によって北海道のゼロカーボン化にどの程度貢献できるのか、お考えをお聞かせいただきたいということです。

以上、よろしく申し上げます。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） まず、1点目の私ども九電みらいエナジーの全体的な計画についてご回答させていただきます。

私ども九電みらいエナジーは、先ほどおっしゃられましたとおり、九州を中心に発電事業を進めてまいっております。九電みらいエナジー自体、再生可能エネルギーについては、地熱や水力、風力も含め、5電源を計画してきております。九州を中心にというところですが、風力につきましては、昨今の電力自由化により、全国的に風況を含め、地元の自治体様にご相談をしながら進めてきておりまして、そのうちの最初に出てきたものが浜頓別の計画となっております。

このように、風力でありましたら風況のよいところを中心に全国的に進めてまいりたいということです。

次に、2点目の電気をどこに送るかについてです。

現時点では北海道電力ネットワークに送電する計画で進めてまいっております。詳細はまた今後ということにはなりますけれども、そういう状況でございます。

○吉中委員 まさに計画段階ということですが、例えば、電気を遠くまで運ぶ際の環境負荷も含め、ぜひ検討していただければありがたいなと思って発言させていただきました。

例えば、九州の中でもまだ風況が優れているところがもしかしたらあるのかもしれない。そのような場所と浜頓別のどちらが総合的に見て環境負荷が少ないのかという観点からの検討が計画段階で必要なのかなと思います。

○澁谷会長 そのほかにございませんか。

○白木委員 私から質問したいことが複数あるのですが、まず、質問番号3-5の重要な魚類のことについて書かれているところについてです。

私は魚の専門ではないのですが、魚を食べる猛禽類を研究している立場から質問

させていただきます。

この項目ではイトウへの影響に関して書かれておりますが、もし水の濁りがイトウへ影響するとした場合は、環境保全措置を検討し、イトウへの影響について回避または低減を図ると回答されています。事業計画地内の河川周辺にはオジロワシが繁殖しており、秋になれば上流側のほうでサケなどの魚類を、繁殖期はもう少し下流のほうで幅広い種の魚類を食べていると考えられ、魚類が重要な餌資源になっていると思います。

そのようなことから、濁りによって、イトウだけではなく、ほかの魚類種であっても生息への影響が出れば猛禽類への影響が生じますし、魚類の生息だけではなく、濁るということ自体の影響もあります。猛禽類は視覚で餌を探しますので、悪い影響が出ます。

ですから、イトウに限らず、様々な魚類の生息への影響があること、それから、濁り自体が猛禽類以外の種に対しても恐らく影響すると思いますので、濁りに関しても根本的に防止していただきたいと思うのですが、そのような回避策は具体的にあるのでしょうか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 基本的には、雨が降ったときにどれくらい地中に水が含まれ、川への影響がどれくらい出るかを、まず評価いたします。その結果、川まで濁りが行くということになりましたら、柵（ます）等を掘りまして、そこで一時的に貯留することによって濁り水が行かないような対策をすることを考えております。

○白木委員 柵（ます）というのがどういうものか、私はちょっと分からないのですが、柵（ます）をつくることはそんなに環境への影響は出ないのですか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） そうですね。地面を掘って、そこに集水させるような感じです。一部、土を掘り返すことにはなりますが、それが川への影響を軽減するために必要ということで設置するのが一般的です。

○白木委員 川のことはちょっと分からないのですが、取りあえず、猛禽類の視点から、以上の2点に関してしっかりと防止をしていただきたいということです。

もう一つ、先ほど渡りのお話が先崎委員からもありましたけれども、海ワシ類に関する渡りルートについてです。

文献はまだ公表されていないと思いますがけれども、頓別川の上流部にオオワシやオジロワシがかなり確認される河川があつて、オオワシの森と呼ばれている場所があります。そこで捕獲し、GPSをつけて、詳細な渡り経路等を調べているはずですので、そういった細かい動きをきちんと確認し、利用頻度が高いところや移動経路になっているところは極力避けて建設していただきたいと思います。

そういった情報が確実に入手できると私からは言えないのですが、できれば入手に努めていただいて、なるべく精度の高いデータで検討していただきたいと思います。

ここは海ワシ類にとっては繁殖地であり、冬期の滞留地でもあつてかなり重要な場所ですので、もしかすると環境保全措置として基数を減らしていただくことも考えなければならぬのではないかなとも考えておりますので、その点についてはよろしく願います。

○事務局（川村専門主任） 事務局から1点補足をさせていただきます。

資料 2-2 の 1 次質問の質問事項と事業者の回答についてですけれども、4 ページの質問番号 4-4 をご覧ください。

図書の中でオジロワシについて渡り経路はあまりよく分かっていないという記載がありましたので、どのような資料を確認されたかについて、事業者回答のところに得られた回答を記載しております。

○白木委員 ここに上げられている資料にその情報は載っていないのではないかと思います。

もう一つ、質問番号 2-1 についてです。

植生について書かれており、植生自然度 9 や植生自然度 10 の範囲が事業地に一部入っているということでした。植生自然度 9 という場所には大径木があって、猛禽類の営巣木になるなど、非常に重要だと思うのですが、航空写真を撮影するほか、植生履歴等を確認し、本来の植生自然度 9 や植生自然度 10 という植生に該当しているかを確認されるということですか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） そのとおりでございます。

○白木委員 もしそうだった場合、現地調査を実施し、予測及び評価を行い、重要な植物及び植生への影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討するとあるのですけれども、例えば、植生自然度 9 及び植生自然度 10 であるということがはっきりした場合、ここを除くということではないのでしょうか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 基本的には、植生自然度 9 や植生自然度 10 の箇所は回避する方向で検討を進めます。ですから、配置の変更等の検討を行います。ただし、それが難しいという場合には一部改変が入るおそれもございます。

○白木委員 分かりました。できれば植生自然度 9 や植生自然度 10 のところは避けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○大原委員 目的と内容にカーボンニュートラルということが記載されているのですけれども、今はカーボンニュートラルとネイチャーポジティブを両立させながら進めるということがよく言われています。今回はネイチャーポジティブという面では何かございますか。多分、これからカーボンニュートラルを進めるときにはその両輪が必要かと思っているのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村専門主任） この場で回答が難しければ、今後、2 次質問を作成する中で盛り込んでいきたいと思っておりますので、その点も踏まえてご回答をお願いいたします。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 先ほどおっしゃられましたネイチャーポジティブについてです。

しっかりと環境アセスをやりつつ、関係自治体と協議をしていくというところでの話になりますけれども、具体的なネイチャーポジティブの取組等については社内で整理をさせていただこうと思っております。よろしくをお願いいたします。

○大原委員 これからの時代は、多分、自然を壊していませんというだけでは許されない時代になってくると感じていますので、ぜひとも配慮書の段階でもネイチャーポジティブとのバランスも考えていただければと思います。

○澁谷会長 では、松島委員、よろしく申し上げます。

すみません、音声が届かないのですが、チャットではいかがでしょうか。では、2次質問でご対応をお願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 それでは、本議事についての審議を終了します。

続きまして、議事(3)に移ります。

本日が1回目の審議となる(仮称)宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

こちらにも1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスからお願いいたします。

○事業者(株式会社ユーラスエナジーホールディングス) それでは、早速、事業の概要についてご説明させていただきます。

初めに、事業の内容に関し、事業計画についてです。

お手元の図書をご覧いただきたいのですが、事業の概要に関しては4ページから5ページに記載させていただいております。

対象事業実施区域に関しましては、5ページの図面を確認していただければと思います。

対象事業実施区域に関しては赤い枠で記載させていただいております。今回、風力発電機の設置検討範囲に関しては緑色の斜線で示しております。北側に関しては宗谷丘陵地区、また、南側に関しては上幌延地区と、2地区に分けて記載しております。

今回の関係市町村に関してですが、対象事業実施区域が位置する稚内市、猿払村、豊富町、幌延町のほか、景観の観点から影響を及ぼす可能性があることから天塩町を追加してございます。

また、風力発電所の出力に関しては100万キロワットを予定しており、単機出力に関しては開発中の機種を含んでおりますため、4,000キロワットから7,000キロワットと幅を持たせております。また、それに応じまして基数も変動することから、120基から160基としております。

続きまして、風力発電機の概要についてです。

29ページから30ページに記載してございます。

定格出力に関しては先ほど申したとおりですが、大きさに関しては最大高さが145メートルから210メートル、また、ハブ高さが85メートルから125メートル、ローター直径、ブレードの回転直径が120メートルから170メートルとなっております。

続きまして、本事業の周辺に位置している他事業についてです。

こちらは、44 ページに記載してございます。

本事業の周辺には多数の事業が位置しており、中でも、本事業の北側地区となる宗谷丘陵地区におきましては計画中の他事業が重複している状況です。

続きまして、配慮書から方法書における変更経緯についてです。

こちらは、685 ページ以降に記載をしております。あわせて、今回配付させていただいております資料の 3-2 である別添資料の No. 7-7 の 252 ページ以降を確認していただければと思います。

まず、図面のご説明ですが、689 ページに宗谷丘陵地区、690 ページに上幌延地区を記載しております。

先ほどご説明したとおり、方法書の対象事業実施区域は赤い枠、風力発電機の設置検討範囲に関しては緑色の斜線で示しておりますけれども、配慮書の区域に関しては黒い線で囲っております。そのほか、方法書において除外した範囲は緑色、方法書において追加した範囲はピンク色で示しております。

初めに、追加した範囲の説明ですが、配慮書以降の簡易土木造成の検討の結果、道路拡幅の可能性のあることから、対象事業実施区域に追加しております。こちらには既存道路が存在しておりまして、改変を抑えた計画とする予定です。

続いて、各項目についてご説明させていただきます。

まずは、騒音、風車の影の観点からです。

こちらに関しては、住居、学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設からは 500 メートルの離隔距離を取っております。こちらの 500 メートルに関して離隔距離が十分であるという考えではなく、今後、現地調査において音環境等を把握し、予測及び評価の結果を踏まえた上で、生活環境への影響を低減できるよう、風車配置を検討する予定としております。

また、地形及び地質に関しては、配慮書において宗谷丘陵の周氷河性波状地を含めておりましたが、今回、方法書において除外をしております。

続きまして、動物の観点になりますけれども、別添資料の 253 ページと 254 ページを併せて確認していただければと思います。宗谷地域における海ワシ類の主な移動ルートとして報告されている範囲に関しては、稼働中の影響を配慮し、除外しております。そのほか、センシティブティマップにおいて、陸域に関して注意喚起レベル A1 と A2 のメッシュに関しても除外しております。

続きまして、動物のうち、魚類に関してですが、イトウについての配慮……

○澁谷会長 すみません、どこを見ればいいのか、そこを指示していただきながら説明していただけますか。

○事業者（株式会社ユーラスエネルギーホールディングス） 動物のうち、魚類のイトウに関しましては別添資料を確認していただければと思います。

○事務局（名畑課長補佐） 資料 3-2 でよろしいですか。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） はい。

○事務局（名畑課長補佐） 事務局からお配りしているホチキス留めの資料の 255 ページです。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 255 ページにイトウの産卵床の分布との重ね合わせを記載しておりますけれども、こちらのデータは、国立環境研究所の「北海道宗谷丘陵で進められる風力発電開発の絶滅危惧種イトウへの影響について」より記載をさせていただいております。本事業においてはまだ現地調査を行っていない段階のものです。ただし、現時点で把握できているイトウの産卵床へ配慮するため、猿払川の上流部まで対象事業実施区域から除外しております。

また、当該河川以外にも事業実施区域の周辺においてイトウの生息地が存在している可能性が高いと考えておりますが、方法書届出前の現地調査の計画におきまして、魚類の専門家よりイトウに関するご意見を仰ぎながら設定をしております。今後、現地調査の開始時におきましては、イトウの知見を有する地元の有識者への助言も仰ぎながら、より詳細なイトウの生息状況の把握に努めるとともに、現地調査の結果を踏まえた上でイトウへの影響を十分に低減できるよう、事業計画を検討する予定です。

なお、本事業におきまして河川の直接的な改変はございません。

続きまして、植物についてです。

図書のほうに戻っていただきまして、686 ページに記載させていただいております。

特定植物群落に選定されている東浦自然林等、また、稚内天然記念物に指定されている目梨高山植物群落等に関しましては対象事業実施区域から除外しております。

そのほか、687 ページに記載してございますけれども、景観に関する一層の配慮としまして、配慮書の経済産業大臣意見や北海道知事意見において眺望景観への影響を懸念されておりました幌延ビジターセンター、カムイト沼湖畔に関しましては、対象事業実施区域から除外しております。また、さらに配慮するため、風力発電機の見え方が垂直視野角 1 度以下となるよう、最も近くに位置する風力発電機の設置検討範囲までは 12 キロメートル以上の離隔距離を確保した上で絞り込んでおります。

人と自然との触れ合いの活動の場に関しても同ページに記載させていただいておりますが、配慮書においていただきましたご意見を踏まえ、直接改変による影響が懸念されておりました豊富自然公園とエサヌカ原生花園に関しては対象事業実施区域から除外しております。

続きまして、第 3 章の対象事業実施区域及びその周囲の概況についてです。

まずは、渡りのルートからご説明させていただければと思いますので、128 ページ以降を確認していただければと思います。

猛禽類についてです。

対象事業実施区域の北東に位置する宗谷岬に関しましては、オジロワシ及びオオワシ、海ワシ類の渡りの経路になっているほか、宗谷地域に関してはオジロワシ、オオワシの越

冬地ともなっております。

続いて、ガンカモ類に関しては 134 ページより記載しております。

ガンカモ類の主な集結地としまして、大沼やサロベツ原野の兜沼、ペンケ沼が挙げられますが、こちらは対象事業実施区域外に位置しております。

また、センシティブティマップについて 138 ページから記載させていただいております。

概要を説明しますと、対象事業実施区域のうち、宗谷丘陵地区に関しては注意喚起レベル A3 が、上幌延地区に関しては注意喚起レベル B がメッシュとして該当しております。

続きまして、植物に移ります。

植物に関しましては、植生自然度を 161 ページ以降に記載しております。

対象事業実施区域におきましては、宗谷丘陵地区では植生自然度 6、上幌延地区では植生自然度 7 が最も多く分布している状況です。また、部分的ではありますが、植生自然度 9 と植生自然度 10 も含まれております。

続きまして、生態系に移りますが、重要な自然環境のまとまりの場として、202 ページから 204 ページまで図を示しております。

対象事業実施区域では宗谷丘陵地区には KBA、保安林、植生自然度 9 と植生自然度 10 が分布しておりまして、上幌延地区にも KBA や植生自然度 9 と植生自然度 10 が分布しております。

続きまして、景観に移ります。

212 ページに主要な眺望点を記載しております。

地域概況におきましては、調査範囲を関係地域としておりますので、広く設定しておりますけれども、対象事業実施区域の周囲に 32 か所が存在しております。

また、人と自然との触れ合いの活動の場に関しては 218 ページに図面を記載させていただいております、対象事業実施区域の周囲に 40 か所が存在しております。

続きまして、255 ページを確認していただけますでしょうか。

配慮施設に関して 255 ページ以降に記載しておりますが、対象事業実施区域の周囲には、学校が 45 か所、医療機関が 6 か所、福祉施設が 38 か所存在しております。しかし、対象事業実施区域には位置しておりません。

続きまして、住宅に移ります。

259 ページ以降に住宅との位置関係を整理しております。

最も近い風力発電機の設置検討範囲から住宅までの距離を 500 メートルとしておりますけれども、今後の検討によりさらに離隔距離を確保できるようにいたします。

続きまして、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法に移ります。

第 6 章以降に記載しております。

496 ページ以降を確認していただけますでしょうか。

表に記載している丸の項目が本事業で選定した項目となります。

非選定としている項目に関して説明させていただきます。

まず、建設機械の稼働に係る水環境についてですが、しゅんせつ工事、また、河川における直接改変を行わないことから、水質への影響を及ぼす可能性がないとして環境影響評価項目としては選定しておりません。

また、地形及び地質に関しましても、先ほどのご説明のとおり、対象事業実施区域におきましては重要な地形及び地質が存在しないことから、項目としては選定しておりせん。

続きまして、海域に生息する動物、海域に生育する植物についてですが、海域での造成等を行わない計画であることから、項目として選定しておりません。

続いて、累積的影響についてです。

501 ページに記載しております。

選定項目としましては、複数の事業の工事が同時期に行われることを前提として想定しており、騒音、振動、風車の影、鳥類、景観、人と自然との触れ合いの活動の場を選定しております。また、対象とする事業ですけれども、累積的影響に関しては他事業者様との調整により、協力を得ながら実施するものと考えております。環境影響評価手続での審査等により事業計画の内容が修正されることも想定されますので、累積的影響の検討に当たっては、基本的には事業を確定している評価書の事業を対象とする予定です。

また、調査、予測及び評価の手法に関しましては宗谷丘陵地区と上幌延地区に分けて取りまとめをしております。その手法はマニュアル等に基づいて行うこととしており、有識者のご意見等を踏まえた上で設定をしております。

2 地区において異なる点としましては、生態系の上位性注目種についてであり、それぞれの地域特性を考慮した上で設定をしております。宗谷丘陵地区ではノスリを、また、上幌延地区ではチュウヒを想定しております。そのほかに関しましては、それ以降のページにおいて、適宜、確認していただけますと幸いです。

○澁谷会長 続きまして、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） 初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業につきましては、令和4年2月に配慮書手続が開始されました。本審議会では、令和4年の4月及び5月にご審議をいただき、5月に審議していただいた際には、事業者にご出席をいただき、直接ご説明を伺いながら審議を行っていただいた事業となります。

方法書につきましては、3月28日に縦覧が開始され、本審議会には4月5日付で諮問させていただきます。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料3-1に沿って、1次質問とその事業者回答について、抜粋して説明させていただきます。資料3-2は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

最初に、2ページの質問番号2-1をご覧ください。

①において、配慮書段階から発電機の単機出力及び基数が増加した理由、また、区域面積は減少している一方で、出力、基数の増加が両立する理由について質問しました。これに対し、事業者からは、造成設計の結果、配慮書段階より基数が増加したことのみ回答が得られています。

また、③では、配慮書段階では事業区域が拡大することはないとしていたにもかかわらず、今回、追加された区域が存在することについて、事業者の信頼性に関わる重大な問題と考える旨を指摘した上で事業者の認識について質問しました。これに対し、事業者からは、区域追加に対する見解については示されたものの、事業者の信頼性に対する認識については回答が得られておりません。

次に、6 ページの質問番号 3-14 をご覧ください。

宗谷丘陵地区、上幌延地区ともに KBA と重複していることから、影響の回避、低減に対する事業者の見解を質問しました。これに対し、事業者からは、専門家の助言を踏まえて適切に調査、予測、評価を行い、環境保全措置を検討することとしており、風車の設置による直接改変を回避または極力低減することを念頭に環境保全措置を検討するとのことでした。

次に、二つ下の質問番号 3-16 をご覧ください。

対象事業実施区域がセンシティブティマップの注意喚起レベル A3 のメッシュに含まれていることなどを指摘した上で鳥類への影響に関する回避、低減に対する見解を質問しました。これに対し、事業者からは、調査結果や対象事業実施区域周辺の地形及び環境、専門家の助言等を踏まえて、風力発電機の配置を含め、事業計画を検討するとのことでした。また、自社の他事業における環境保全措置の検証結果を踏まえながら本事業における環境保全措置を検討いたしますとのことでした。

次に、9 ページの質問番号 4-1 をご覧ください。

配慮書に記載した内容と同じであるとして、配慮書には記載されていない内容が示されていることに対し、②において図書や事業に対する信頼に大きく影響するものとする旨を指摘した上で事業者の見解を質問しました。これに対し、事業者からは、恣意的に変更したものでないことは示されたものの、図書や事業への信頼に対する見解については回答が得られておりません。

次に、11 ページの質問番号 6-4 をご覧ください。

魚類の専門家からイトウの生息情報について指摘されていることから、①では、当該地域で事業を計画することに対する認識について質問しました。これに対し、事業者からは、公開されている情報から把握したイトウの産卵床は対象事業実施区域から除外し、対象事業実施区域を網羅する形で各集水域に調査地点を設定しており、その結果を踏まえた上で事業計画を検討するとのことでした。

また、②では、本図書に記載されている調査、予測、評価の方法に関し、十分に対応できる見込みであるかについての見解を質問しました。これに対し、事業者からは、調査地

点については十分に対応できるものと考えているとの見解が示されましたが、調査時期や調査手法の妥当性、そのことを踏まえた予測、評価の手法の妥当性についての見解については回答が得られておりません。

次に、16 ページの質問番号 6-28 をご覧ください。

①では、猿払川で確認されたイトウの産卵床については公表されていることから、当該産卵床の分布と対象事業実施区域の位置を示すよう質問しております。回答として提出された図は別添資料の資料番号 3-2 の 246 ページに示されていますので、後ほどご確認をいただければと思います。

資料 3-1 に戻っていただきまして、質問番号 6-28 の③をご覧ください。

先ほど、質問番号 6-4 の②において、調査地点については十分に対応できるものと考えているとの事業者の見解を確認しましたが、ここでは、集水域を網羅するよう調査地点が設定されていないことに対し、事業者の見解を質問しました。これに対し、事業者からは、アクセス困難な立地で調査地点の設定が難しいため、他の地点でカバーすることを想定しているが、カバーし切れないと想定される場合には下流のアクセス可能な地点での調査実施を検討するとのことでした。

次に、16 ページの上に戻っていただきまして、質問番号 6-25 をご覧ください。

①では、動物に関して踏査ルートが示されていない調査手法があることから、踏査ルートを示すよう質問するとともに、追加で踏査ルートを設定する場合の選定基準について質問しました。

あわせて、17 ページの質問番号 6-30 と質問番号 6-32 の①をご覧ください。

植物相及び上位性注目種の調査についても踏査ルートが不明であることから、同様の質問をしました。いずれの質問に対しても、事業者からは、踏査ルートは示されておらず、風車配置の検討に応じて改変区域を確実に網羅できるようルートを選定するとの見解が示されております。

次に、18 ページの質問番号 6-36 をご覧ください。

②において、各眺望点からの距離及び垂直見込み角について質問しました。事業者からの回答内容については、別添資料の資料番号 3-2 の 249 ページをご覧ください。最大垂直見込み角が最も大きい地点は、宗谷丘陵地区では、曲渕ふれあい公園であり、9.2 度、上幌延地区では、幌延深地層研究センターゆめ地創館であり、6.0 度とのことです。

簡単ではございますが、資料の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほど審議していただいた事業と同様に、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、今の説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたし

ます。

○白木委員 資料 3-1 には載っていないのかなと思うのですが、バードストライクについてです。

貴社の敷地、あるいは、施設において、最近、道北地方ではバードストライクが多数起こっており、特にオジロワシやオオワシが問題になっています。

これまでもかなりの数の事故が起こっており、場所等もある程度は把握されているはずだと思うのですが、その結果を踏まえ、例えば、配置の検討などにどのように生かしているのかに関してお伺いしたいと思います。

なお、目玉模様が環境保全措置として入っています。しかし、先日、目玉模様があっても衝突したということがありまして、あまり高い効果が期待できる環境保全措置とは言えないと思っています。そこで、これまでの事故経験、分析なんかもされていると思いますので、それを踏まえてどのような方法を取るかについてお伺いしたいと思います。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 私どもが去年5月に運転を開始しました浜里ウインドファームという発電所は、4.3メガワットの風車を14基設置しておりまして、運転開始から1年少々が経っておりますけれども、その風力発電所においてオジロワシが3羽、オオワシが1羽のバードストライクが発生しております。直近では5月8日にオジロワシのバードストライクが発生しましたが、その発生頻度については弊社の過去の風力発電事業におきましても群を抜いて非常に高い頻度であると考えております。このことについては私ども自身も大変重く受け止めをしております。追加的な環境保全措置の検討について、社内を挙げて検討に入っております。

一方で、浜里を除けば、私どもの事業において、もちろん、幾つかオジロワシのバードストライクが過去に発生した発電所もありますけれども、頻度としては相当低いと考えております。また、それまでの水準においては、特に宗谷岬ウインドファームにおいて目玉マークが一定の効果を発揮したと想定される状況でした。しかし、今回の浜里の状況を見てみますと、目玉マークが十分な回避にはならないということは明らかだと考えております。

その上で追加的な環境保全措置の内容、検討状況についてです。

浜里ウインドファームは道北事業ということで、北海道北部に新たに風力専用の送電線が建設されたことにより、全体で120基以上、500メガワット以上の風車が新たに実現可能になったことによる一環の事業ですけれども、一地域に短期間に多くの風車が導入されることから、鳥類等への影響の不確実性が高い、あるいは、影響が大きなものになり得るということで、環境影響評価準備書の手続において専門家の先生方に定期的に意見をいただく道北風力発電事業における鳥類保全に関する協議会を設置し、そこで先生方のご意見もいただきながら、環境保全措置については建設中あるいは操業開始後も検討していくこととされておりました。過去に8回道北鳥類協議会を開催しております。

浜里の状況から、道北鳥類協議会の先生方に緊急で集まっていただく予定であり、今、

その日程調整中ですけれども、ご意見をいただきながら、追加的な環境保全措置の検討を進めてまいりたいと考えております。

そのため、ご質問にお答えすると、今回の計画の検討には浜里がこれだけ高頻度で発生してしまったことがあまり考慮されていない段階のものとなっております。

○白木委員 最後の考慮されていない段階でというのはどういう意味でしょうか。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 浜里で起こったことを前提に今後の事業計画等に織り込んでいくべきだというご指摘はごもっともだと思いますけれども、浜里の3回目のバードストライクが3月、4回目が5月ということで、方法書の作成の段階ではまだそこまで高頻度に同じ発電所でバードストライクが続出、頻発していない、前後関係としては後になるという意味でした。

○白木委員 私が述べているのは浜里のことだけではありません。今まで宗谷の方では頻度は低いとおっしゃっていましたが、それなりの数が出ているわけです。それに、重複して起こっているようなところもありますし、他社の事業地でもかなりの数が確認されており、全部で70とか80ぐらいはあるはずです。それに、これだけ大きな事業なので、そういった知見を生かして計画を立てるべきだと思うのですが、その点についてどう考えているかを伺いたいということです。

もう一つ、これまで協議会を8回行っているということでしたが、その中でどのような影響対策が提案されてきたのかも教えていただけますか。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 1点目のご質問からになります。バードストライクの発生を回避するためにどこまでの環境保全措置が考えられるべきかについては非常に難しい問題だと思っております。

例えば、今年3月の道北鳥類協議会において、バードストライクの発生を回避するために忌避音を発生させる仕組みをご提案差し上げましたところ、その場合、オジロワシを含めた猛禽類について、一定の有効性はあるかもしれないけれども、他の動植物に与える影響も考慮する必要があるということで、それは時期尚早といえますか、もう少し慎重な検討が必要ではないかといったご意見をいただいております。結果として、3月の段階でその意見については採用に至らず、他の案を考えていたうちに5月のバードストライクが発生したということです。

次に、道北鳥類協議会の協議の状況についてですが、非常に量も多く、内容も多岐にわたりますので、この場でご説明するのは難しいところです。そのため、別途資料で過去の議事録等を提出させていただければと思います。

そのほかの前段階としてのバードストライクの発生を回避するためのレイアウト、措置についてです。

これについても私ども会社として確固たる考え方が既に確立しているものでは必ずしもございません。一方で、風力発電事業ですけれども、現在、日本の累積導入量は2023年末時点で5.2ギガワット、520万キロワットです。これに対し、国の2030年の導入目標とし

て第6次エネルギー基本計画でうたわれているのは17.9ギガワットでして、今はその3分の1も満たしておりません。

この5.2ギガワットのうち、北海道は、ちょうど今年の1月に1ギガワットを超えたという状況だと思うのですが、風力のポテンシャル、風資源の遍在状況を考えますと、3分の1しかできていないこと、さらには、残りの十数ギガワットのうちの相当程度が北海道を適地として選定されると考えております。今日も非常にたくさんの件数が出されておりますけれども、国としては、北海道の再エネポテンシャルを生かすため、北海道と本州を結ぶ新たな送電線をつくってでも北海道によりたくさんの再エネを導入していこうという計画になっている中、北海道では今後も多くの風力発電事業の計画が出てき得るのではなかろうか、それだけ北海道の風がよく、風力発電には適した地域だと考えております。

そんな中、その際の環境保全と再エネの導入についての私の個人的な意見と言ってもいいのかもしれないのですけれども、個別案件の審議で対応できる状況ではないのではないのかなと思っております。国全体で再エネの導入と環境保全を、先ほどの事業者との質疑の中でネイチャーポジティブという話が出されておりましたけれども、そういったものをいかに両立する、あるいは、バランスを取っていくかについては、もはや一事業の個別案件で審議をするのは難しいのではなかろうかということです。

議論のすり替えみたくなっていたら大変申し訳ないのですけれども、そのような感覚を持っております。

○白木委員 最後の話は貴社の考え方として理解しましたけれども、やはり、生物多様性の維持保全というのも、もう一つの今の大きな世界的な課題であります。再エネの導入が必要だということも分かりますけれども、同時に、同様に考えていかなければいけないもので、だから良いということにはならないと思います。

また、今の浜里に関してもこれだけ立て続けにバードストライク起こっているわけです。私、先日も行ってきましたけれども、お隣のオトノルイともほぼくっついているのです。そんな中、ワシがそこに繁殖しており、幼鳥や若鳥もいて、砂丘林から海まで行ったり来たりするのです。そこにバリアのようなものがかなり長距離で入ってしまえば、それは起こるだろうなと思うのです。

前回の浜里のアセスで出されているいろいろな影響評価がありますよね。その中で、最終的には影響は軽微である、あるいは、もし何かあれば専門家の指示に従って改善するというようなことが書かれておりましたが、改善はなかなか難しいと思います。そのため、一度、稼働を停止するなりしてもう一度調査をし直すという対応が必要ではないかなと考えておりますが、そういったお考えはないですか。

○事業者（株式会社ユーラスエネルギーホールディングス） 繰り返しになりますが、浜里の1年に4回というのは非常に大きな事象だと受け止めており、追加的な環境保全措置の早期の実施が非常に重要だと考えております。

稼働を停止すべきかということについても社内で議論を進めておりますが、まずは道北

鳥類協議会という仕組みがございますので、そちらを大急ぎ開催させていただき、ご意見を伺った上で改めて判断をさせていただきたいと考えております。

○白木委員 分かりました。ぜひ、その判断結果についてはこの審議会にもご報告をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（名畑課長補佐） 一言、事務局からよろしいですか。

会議の進行もございますので、この事業に絞って端的にお答えをいただきますよう、よろしくお願いします。

○澁谷会長 それでは、ほかの委員の方からご質問等はございませんか。

○先崎委員 幾つか質問させていただきます。

1次質問の質問番号3-14のKBAの話についてです。

回答が回答になっていないと思います。KBAは除外すべき場所であると思いますが、今後、除外することを念頭に置いているのかどうか、それから、除外できない場合、KBAでどんな具体的な保全措置を検討しているのかについてご回答ください。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 125ページのとおり、KBAは上幌延地区の北側にかかっているような状況でして、可能な限りの回避及び低減をさせていただければと思っていますけれども、今後の現地調査の結果を踏まえて検討させていただければと思います。

○先崎委員 回答に全然なっていません。今後、除外する必要を感じているのかどうかを聞いているのです。

現地調査を踏まえて何をするのですか。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 現地調査において生息環境等を把握させていただきまして、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を……

○先崎委員 それはKBAでなくてもやるのですよね。KBAというのは、そもそも、生物多様性保全上重要な場所だと選定されている場所で、除外するのが適切だと思うのです。それを踏まえて、どんな調査をして、KBAだからどんなことをどうできるのかを別途提示させていただきたいということですが、いかがでしょうか。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 改めて回答させていただければと思います。

○先崎委員 よろしく申し上げます。

それから、質問番号3-16についてです。

先ほども白木委員から指摘があったのですが、目玉マークについて少し確認します。これはどこの誰がどのような根拠をもって効果的であるということを示してきたのでしょうか。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 資料を確認いたしますので、少々お待ちください。

○先崎委員 それでは、2次質問のときでも構いません。

これについてのコメントです。

環境保全措置は科学的根拠に基づいて検討すべきだと思います。要は、効果的であるという証拠があるものを優先して採用していくことが必要だということです。

一番効果的なのは稼働を停止することです。全部をやめなくてもいいかもしれないですが、渡りの時期や、ワシがそういうところを飛ぶ時に限って一時停止するなどすれば衝突しないわけですし、そういったことも検討していただけたらと思います。

次に、イトウについて、質問番号 6-4 です。

宗谷丘陵地区ですが、別の事業地と完全に重複していると私は認識していますし、日本生態学会の北海道地区会からも両事業に対して見直しの意見書が出されています。その理由がイトウです。

今回、イトウの産卵床の分布を除外したとのご説明をいただいたのですが、極めて近いです。

そこで確認ですが、緑色の風力発電機設置検討範囲とイトウの産卵床の最短距離、もしくは、集水域がかぶっていないかについて教えてください。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 2点目のご質問は、私どもの現在の事業計画が何と重複しているか、どの程度近いかということですか。

○先崎委員 そうです。どのくらいの離隔距離を取っているのかです。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 産卵床は除外したけれども、除外後の事業実施区域と産卵床の距離についてのご質問という理解でよろしいですか。

○先崎委員 そういうことです。

○事務局（川村専門主任） 距離だけではなく、産卵床が位置する場所の集水域についての見解も含めてお答えをお願いいたします。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 産卵床は複数あり、距離について今まとめて回答するのは難しいので、別途回答とさせていただきます。

次に、イトウへの影響についてです。

イトウが日本の中でこの地域にしかほとんど残っていないということで、大変配慮が必要な種であることは重々認識しております。現時点においては、文献調査で確認できた範囲での対策、除外ということしかできていない状況ですので、今後、現地調査をするほか、現地でイトウについて詳しい専門家の方々や保護活動をなさっているの方々からしっかりとご意見を承った上で、さらなる回避、低減、改変区域の除外などを検討していく予定です。

一方で、先ほどの事業者へも濁水の影響の話が出ておりましたが、濁水を避けるというのは、イトウがいる、いないにかかわらず、風力発電事業のアセスでは当たり前に行われておりますし、森林法の林地開発評価基準といった行政の許認可審査においても最優先でチェックされる項目になっており、一定の効果が科学的にも確立されていると認識しております。そのため、そういった措置をする、あるいは、それ以上の万全な土木的対策をするということで、イトウへの影響についてはある程度回避できるのではなかろうか

と現時点では考えております。

戻りまして、浜里のことについてです。

現状、対策として、止めること、時期を見て、あるいは、時間を見て……

○先崎委員 浜里の件についてはこちらでは結構です。私が先ほど申し上げたのは、この件も含めてということです。ただ、まずはそちらの検討が済んでからこちらをやったらいいのではないかということで、それが伝わらなかったかもしれないのですけれども、それを意図しただけで、浜里の件についてはあくまでコメントです。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 失礼しました。

○先崎委員 それでは、イトウのことについてです。

濁水の程度と稚仔魚の生存率、イトウ自身の生存率の関係など、現在の事業者が守らなければいけない基準で満たされるものなのかどうかを確実に検証し、そういったデータに基づいて、この地域で実施してもいいのかどうかを検討していただきたいと思います。

今ご説明をいただきましたものでは厳密には分からないと思います。要は、法令で定められているもので、結構厳しいから、生き物に影響はないのではないかということだったと思うのですけれども、そうとは言えないと思います。データでしっかりと示していただけるという理解で大丈夫でしょうか。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） イトウに関しては、間接影響としての濁りを一切発生させてはいけない、ゼロリスクが求められるかが一番のポイントだと思っております。ゼロリスクが求められるのであれば、相当程度の事業の見直しが必要になってくるかと思っております。

○先崎委員 環境影響評価の観点からこの事業がどうだとかではなく、イトウは極めて重要な個体群ですので、種の存続についてゼロリスクを念頭に進めていただきたいと思っています。

○事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス） 意見としては承りました。引き続き社内で検討してまいります。

○澁谷会長 それでは、今、先崎委員からありましたKBAの考え方、それから、目玉マークの有効性については、事務局を含め、2次質問で確実に質問し、回答もいただきたいと思っています。

それから、今のイトウのことについてです。

正直に言うと、集水域の考え方も含め、今のところ、あまり具体的なお答えを今日はいただけなかったと思います。しかし、これは配慮書段階でもイトウへの影響が議論になった件です。今回、方法書で区域が絞られてきておりますが、周囲にイトウの産卵床が存在します。今回の審議会でもイトウの専門家から意見の聴取をしたい、あるいは、したほうがいいのではないかと事務局の示唆があったのですが、委員の皆さんとしてはいかがでしょうか。

○笠井委員 それはぜひやっていただければと思います。

○澁谷会長 ほかにも賛成ですというリアクションをいただいておりますので、事務局としては、この方向でセッティングをお願いしたいと思います。

会議の進行が相当遅延しておりまして、このままだと8時でも終わらないのではないかと思います。委員の皆様からもなるべく無駄のない質問をいただければと思います。

場合によっては2次質問で質問をしていただくということも可能ですので、この場でなくても、質問や意見等がある方はそちらでぜひ出していただければと思います。

それでは、この場では特にこれ以上の質問等がないようですので、本議事についての審議を終了といたします。

それでは、ここで一旦休憩を取ります。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

議事(4)に入らせていただきます。

本日が1回目の審議となる(仮称)長万部風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

こちららも方法書としての1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である長万部風力開発株式会社からお願いいたします。

○事業者(長万部風力開発株式会社) 長万部風力開発は、陸上風力として、風力発電所の出力が最大4万8,000キロワット、4,000キロワット級風車を12基設置すると想定しております。

3ページになります。

事業実施区域の位置といたしましては山越郡長万部町で、面積といたしましては1,809ヘクタールとなります。

関係市町村は、長万部町のみとさせていただいております。近隣に黒松内町、島牧村、今金町の3町村がございますが、事前に事業概要を説明させていただいた際、関係市町村に入れる必要はないというご指導をいただきましたので、入れておりません。ただ、別途、独自調査などをしようと考えているところでございます。

対象事業実施区域でございますが、5ページをご覧くださいませでしょうか。衛星写真を載せておりまして、6ページが区域図となっております。

続きまして、風車の諸元でございます。

16ページをご覧ください。

単機出力4,000キロワット級の風車を12基と考えておりまして、ローター直径117メートル、ハブ高は最大114メートルものを考えております。風車の最高到達点は172.5メートルで、最下端の高さは55.5メートル、カットイン風速が秒速3メートルで、カットアウトは秒速32メートルの風力発電機を現時点では想定しております。

対象事業実施区域の検討フローです。

28 ページをご覧ください。

まず、風況の状況を NEDO の局所風況マップにて確認し、地上高 70 メートルで年平均 6 メートル以上の風況が見込まれるところとさせていただいています。

続きまして、社会インフラの整備状況といたしまして、一般国道 5 号、一般道道 842 号、1141 号並びに林道などの既設道路があることから新設などによる改変面積を低減できる可能性が高いということからこのエリアを選定しました。

また、環境保全上の留意が必要な場所ということで、植生自然度 10 及び植生自然度 9 のエリアを確認し、また、国定公園に当てはまらないことなどを確認しております。

そして、環境保全上配慮が必要な施設としまして、学校、医療機関、福祉機関のほか、住宅などに関しましても場所を確認し、距離を極力取れる場所を検討しました。

それらを踏まえ、今回のエリアを選定させていただきました。

26 ページをご覧ください。

周辺の事業です。

黒松内町風力発電事業、今金町住吉宮島風力発電事業、北海道八雲町風力発電事業の 3 事業が近隣でございます。ただ、一番近い黒松内町風力発電事業でも 7 キロメートル以上離れておりまして、累積的影響などについてはそんなに大きくないと考えております。

最後に、方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に関する検討経緯ですが、対象事業実施区域の選定に当たって環境保全の配慮をした上で地域の設定を行っています。また、それ以外といたしまして、専門家ヒアリングとは別に、一部の環境団体へヒアリングなどを行い、いただいた情報などを参考に配慮し、今回の図書を作成させていただきました。

続きまして、動植物などにつきまして、日本気象協会より説明させていただきます。

○事業者（日本気象協会） それでは、対象事業実施区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

簡単に、動物相からご説明させていただきます。

62 ページになります。

動物相文献調査による確認結果のうち、特に鳥類に関しまして、マガン、オオハクチョウ、オオジシギ、アジサシ、ハヤブサ、メジロ、ツグミ、カワラヒワなど、280 種が確認されております。なお、対象事業実施区域及びその周囲において、環境省のガンカモ、ハクチョウ類の生息状況調査は実施されておられません。

続きまして、EADAS による対象事業実施区域及びその周囲の鳥類の渡りルートについて、66 ページの図 3.1-17 に記載をしておりますが、対象事業実施区域及びその周囲において、夜間の渡りルートとしては春期のもの、それから、日中の渡りルートとしてはノスリのルートが確認されております。

鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きの中では、特に、ノスリについ

て、対象事業実施区域において春期の渡り経路が確認されております。また、対象事業実施区域の周囲においては、ハチクマの春期の渡り経路が確認されております。

同じ文献の中で、対象事業実施区域が所在するメッシュにおいて、オジロワシの1羽から10羽の冬期滞在が確認されており、また、区域周囲のメッシュにおいて、オジロワシ及びオオワシの冬期滞在が確認されております。

北海道の猛禽類2020年版においては、対象事業実施区域の所在するメッシュにおいて、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ及びハヤブサの生息が確認されております。

続いて、植生の概要について、方法書の91ページになります。

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図、それから、植生自然度については次のページ以降に記載をしております。

対象事業実施区域では、ブナクラス域代償植生のシラカンバーミズナラ群落が大きな面積を占めております。その中に、一部植林地のトドマツ植林がパッチ状に分布している状況です。また、北側にはブナクラス域自然植生のササ群落、中央部にブナクラス域代償植生のダケカンバ群落が一部分布しております。

植生自然度につきましては112ページにも記載しておりますが、植生自然度10が対象事業実施区域内に分布している状況になります。

同じページで重要な自然環境のまとまりの場を記載しておりますが、今申し上げた植生自然度10のほか、保安林が区域内に分布している状況になります。

続いて、景観になります。

113ページと114ページに記載をしておりますが、主要な眺望点として8地点、身近な眺望点として4地点を概況として選定しております。そのうち、長万部岳につきましては、長万部町にヒアリングを行った結果、登山道へアクセスすることは現状困難であり、不特定多数の利用は現状想定されないため、調査地点からは除外をしております。

続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

図書の118ページ、119ページになります。

対象事業実施区域及びその周囲に長万部公園が位置しております。

続きまして、配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等についてですが、図書の142ページになります。

風力発電機から最も近い住居との距離は1.2キロメートルで、配慮施設との距離は長万部マリア幼稚園の約3.4キロメートルになります。

続きまして、評価項目の選定状況に移らせていただきます。

図書の198ページをご覧ください。

選定項目の表を記載しておりますが、選定した項目については一般的な風力発電事業の選定項目と同様です。また、選定しなかった項目については201ページに記載をまとめておりますが、重要な地形及び地質につきましては、学術上または希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないという点で選定をしております。

選定した項目の具体的な調査、予測、評価手法は 202 ページ以降に記載をしております。
図書の説明は以上となります。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（道場主任）** 本事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明いたしますので、資料 4-1 及び 4-2 をご用意ください。

なお、資料 4-2 は資料 4-1 の事業者回答に関連する参考資料となりますので、適宜ご参照をいただければと思います。

まず、資料 4-1 の 1 ページです。

質問番号 2-1 をご覧ください。

垂直視野角 1 度以上で視認される範囲に黒松内町内や同町を代表する眺望点である黒松内岳が含まれているにもかかわらず、環境影響を受ける範囲に含まれないと判断されたことを妥当とする根拠を伺っております。先ほど事業者からの説明にもありましたとおり、黒松内町には視野角 1 度内の可視領域に黒松内岳がある点も踏まえて協議したということですが、関係自治体に加える必要はないと意見をいただいた、事業者として、町のご意向を踏まえ、環境影響評価の関係自治体とはしていないものの、黒松内岳については環境影響評価とは別に自主的に調査の上、調査及び予測結果について黒松内町へ共有の上、町とは丁寧なコミュニケーションに努めてまいるとの回答をいただいております。

関連しまして、4 ページの質問番号 3-8 で景観の観点からも同様の質問をしておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

ページ戻りまして、3 ページの質問番号 3-7 をご覧ください。

風力発電機の設置想定位置、また、その周辺に植生自然度 10 のササ群落がありまして、地形改変による影響を受ける可能性が想定されますが、なぜ検討時に回避しなかったかを伺っております。これに対し、事業者からは、対象事業実施区域については絞り込みを行ったのではなく、検討対象エリア内において事業性の配慮、環境への配慮の双方の観点と同時に並行で検討して対象事業実施区域を設定している、現地調査において、植生自然度が高い箇所と人為的な影響を受けていない環境である箇所を改めて把握し、準備書の段階において区域及び発電機の設置位置からの除外や改変の回避を検討するとの回答をもらっております。

次に、7 ページの質問番号 4-18 をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場ということで紹介がありました長万部公園が対象事業実施区域に隣接しており、騒音による影響が懸念されますが、当該公園に調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解を伺っております。これに対し、事業者からは、騒音においては長万部公園に近接する住宅のある場所を調査地点（環境 3）と設定しており、そこの予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討するとともに、本事業の実施によって長万部公園に生じる可能性のある影響を極力回避した計画となるよう検討していく

との回答がありました。

なお、回答④にもありますとおり、環境3の地点より対象事業実施区域により近い場所ということで住宅等の表示がありますが、この建物は、住宅地図及び現地確認により、個人宅ではなく長万部公園の施設のバンガローであると確認しているとの回答をもらっております。

次に、9ページの質問番号4-28をご覧ください。

哺乳類や鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類の踏査ルートが示されていませんが、その理由を伺っております。これに対し、事業者からは、踏査ルートについては安全性も考慮しながら既存の道路、林道を中心に検討いたします、可能な限り、風車設置の尾根部を含め、生息する動物相の把握に資するよう留意して選定してまいりますとの回答をいただいております。

なお、10ページの質問番号4-34になるのですけれども、こちらで植物相の踏査ルートが分からないことについても質問しておりまして、動物と同様の回答をもらっております。

最後に、9ページの質問番号4-32をご覧ください。

区域北側の風力発電機が設置される範囲において調査位置がほとんど設定されておらず、専門家ヒアリングでも山が深く調査が難しいといった意見がありますが、当該範囲でも造成行為が想定されることから慎重な調査が必要ではないかを伺いました。これに対し、事業者からは、現時点では調査地点を設定していないが、現地状況や専門家意見からも調査実施に際して十分な検討が必要であると考えているとの回答がございました。

簡単ではあるのですけれども、質問等の説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成をお願いしたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私からの説明は終了となりますので、先ほどの図書概要の説明と併せ、ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からのご意見やご質問をお願いいたします。

まず、私からお聞きします。

図書に割と多くの区域が保安林になっているという図が示されておりましたが、保安林の種類は何になるのでしょうか。

○事業者（長万部風力開発株式会社） Q&Aの中の別添資料9.3-17に記載をしておりますが、土砂流出防備保安林が多くを占めております。

○澁谷会長 そうすると、地形が相当厳しい区域になるのですね。

加えて、資料4-2の最初の図で見ると、恐らく新設の道路をつくらなければいけない区域になってくると思いますが、土砂流出防備保安林で大規模な土木工事を入れるというのはあまり適切な計画とは思えません。

まず、資料の4-2の図を見ても非常に厳しい道路の敷設になりそうですし、工事の仕方

にも相当慎重を期さなければいけないと思いますが、特別な配慮等に関し、具体的に検討されているようなことはありますか。

○事業者（長万部風力開発株式会社） こちらの図のうち、水色の線は新設道路及び拡幅が生じる可能性がある既設道路となります。ですから、全てが新設ということではなく、極力は既存の道路や林道などを使って工事をしていきたいと思っております。

ご指摘のとおり、急峻な地形ですので、今後の調査の段階で工事内容についても調査しながら検討していきたいと考えております。

○澁谷会長 あまり具体的なお答えをいただくことができなかったと思うのですが、非常に難しい、あるいは、難工事になるのではないかと思います。

地形が厳しいところでの土木工事というのはどうしても面積が大きくなり、切土や盛土の量が多くなるのが普通です。結構面積が大きくなる可能性があって、それに伴って濁水が発生することもあるでしょうし、場合によっては土砂崩壊が起こるということもありますので、それへの対策も考えなくてはいけないと思いますが、それについては2次質問でお聞きするよういたします。

ほかに委員の方から何かございませんでしょうか。

○白木委員 資料だと該当するものがないかもしれないのですが、北側の部分は入りにくいということで、鳥類の調査としてラインセンサスもないのですね。ただ、植生自然度10のところでは現状がどうなっているかは分からないということですが、その点についてはどうやって評価をしていくことを考えられていますか。

○事業者（長万部風力開発株式会社） ただいまのご指摘ですが、今後、事前の踏査をしっかりとさせていただき、あるいは、ドローン等を使って空から植生の現況等を十分に把握した上で追加のラインセンサスのルート等を設定させていただきたく思っております。

○白木委員 入るのが結構難しいという話でしたが、できそうなところでやっていくということでよろしいでしょうか。

○事業者（長万部風力開発株式会社） はい。

○澁谷会長 資料の説明のときにはなかったのですが、この区域の植物なんかの希少種は記載されていないのでしょうか。希少種については人間が行かないとなかなか分からないもので、ドローンでは分からないと思うのですが、その記載はないのでしょうか。

○事業者（長万部風力開発株式会社） 希少種に関しては、方法書の102ページに文献資料調査の結果として植物の重要種を記載させていただいております。ただ、先ほどの鳥類のセンサスのルートと同様で、当然、調査での直接目視による確認は必要と捉えておりますので、任意踏査のルートを適宜設定したいと思っております。

○澁谷会長 大分困難だと思います。多分、大型のササが卓越しているといいますか、多いところで、人が歩けるところではないとは思いますが、できるだけ全域を網羅するように考えていただければと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** それでは、ほかにないようなので、本議事についての審議を終了しますが、先ほど事務局から説明がございましたように、2次質問の依頼が行きますので、気づいたことがあれば、ぜひ質問していただければと思います。

続きまして、議事(5)に移ります。

本日が1回目の審議となる(仮称)森町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

こちらが1回目の審議となりますので、事業の概要の説明を事業者である森風力開発株式会社からお願いいたします。

○**事業者(森風力開発株式会社)** まず、風車諸元です。

3ページをご覧ください。

先ほどと基本的には大きさなどが同じですが、最大4万8,000キロワット、4,000キロワット級風車12基の陸上風力を計画しております。

事業の実施区域位置は茅部郡森町で、面積は約820ヘクタールを考えております。

関係市町村は、先ほど同様、森町のみとさせていただいておりますが、隣接市町村として鹿部町があります。そこで、鹿部町にも事前に計画を説明の上、相談させていただいた結果、関係市町村に含める必要はないというご指導をいただいておりますが、必要に応じて独自調査を行いたいと考えております。

次に、対象事業実施区域については5ページと6ページをご覧ください。

続きまして、風車の諸元です。

16ページでございます。

風車の諸元に関しましては、先ほどの長万部の案件と同様となりますので、割愛させていただきます。

対象事業実施区域の検討フローです。

26ページをご覧ください。

まず、風況条件の確認として、局所風況マップの地上高で年平均6メートル以上の好風況が認められるエリアとして確認し、選定しております。

また、社会インフラの整備状況ですが、一般国道278号、一般道道1028号及び基幹農道などの既設道路があるため、道路の新設などによる改変面積を低減することができるエリアではないかと考えております。

そして、こちらのエリアは、自然植生度10や9のエリア並びに自然公園、鳥獣保護区などが南側に存在するため、その辺りを外して計画をしております。

それから、環境保全上配慮が必要な施設及び住宅の分布などを確認し、可能な限り距離を取る計画としております。

なお、本事業におきましては、周辺事業については対象がないため、記載をしております。

本案件につきましても先ほどの長万部の案件と同様、事業の設定に当たって配慮しながら

ら設定しました。それ以外といたしまして、専門家ヒアリングとは別に一部の環境団体へのヒアリングを行った上で配慮しながら計画を策定しております。

動植物については日本気象協会より説明させていただきます。

○事業者（日本気象協会） 対象事業実施区域及びその周囲の概況についてご説明させていただきます。

図書の 64 ページからご説明いたします。

先ほどと同様、動物相の文献調査による確認結果からになります。

まず、鳥類については、マガン、オオハクチョウ、オオジシギ、アジサシ、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ、メジロ、ツグミ、カワラヒワなど、282 種が確認されております。

また、EADAS による確認結果として、鳥類の渡りルートにつきまして、72 ページ以降の図に示しておりますが、対象事業実施区域及びその周囲において、日中の渡りルートとしてはノスリ及びその他の猛禽類が確認されております。また、夜間については春期及び秋期の渡りのルートが確認されております。

鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きの中で、特に、ノスリに関しましては、対象事業実施区域において春期及び秋期の渡りの経路を確認しております。また、北海道の猛禽類 2020 年版を確認したところ、対象事業実施区域及びその周囲のメッシュにおいて、クマタカの生息を確認しております。

続きまして、植生の概要についてです。

図書の 97 ページになります。

対象事業実施区域内の植生としまして、ブナクラス域代償植生のシラカンバーミズナラ群落、植林地のトドマツ植林、カラマツ植林が広がっておりまして、一部にヤマハンノキ群落、ササシラカンバ群落、伐採跡地群落、牧草地などが見られます。

植生自然度につきましては、102 ページの図に記載をしておりますとおり、対象事業実施区域内は主に植生自然度 7 及び植生自然度 6 が広がっております。また、河川沿いには植生自然度 9 が帯状に分布しております。

続いて、文献による確認結果の中で植物の重要な種については 104 ページに記載をしておりますが、種名についてはご説明を割愛させていただきます。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場です。

112 ページ、113 ページをご覧ください。

対象事業実施区域内には先ほどご説明させていただきました植生自然度 9 の自然林が谷に沿って分布しておりまして、そのほか、鳥獣保護区である砂原鳥獣保護区、それから、特定植物群落である駒ヶ岳落葉広葉樹林及び保安林、防風保安林が存在しております。

続いて、景観になります。

116 ページ、117 ページになります。

眺望点につきましては、主要な眺望地点として 10 地点、身近な眺望地点として 7 地点を確認しておりまして、そのうち、駒ヶ岳（馬の背）と記載している点は、地形上の確認結

果、風力発電機は不可視であるということを確認したため、景観の調査地点からは外しております。

続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場の状況です。

121 ページ、122 ページに記載をしており、周囲の 7 地点で確認をし、全て調査地点として選定をしております。

続いて、配慮が特に必要な施設の位置及び住宅の配置についてですが、図書の 146 ページになります。

風力発電機と最寄りの住宅との距離については約 0.8 キロメートル、また、配慮が特に必要な施設については、特別養護老人ホームシャリテさわらが約 1.3 キロメートルになります。

続きまして、環境影響評価の項目の選定状況についてです。

図書の 206 ページになります。

選定している項目については先ほどの長万部の案件と同様、一般的な風力発電事業と同じ項目選定となっております。重要な地形、地質については学術上または希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないという点で選定をしておりません。

調査、予測及び評価の手法については 4.2 章に記載をしておりますが、説明は割愛させていただきます。

方法書の説明は以上になります。

○**澁谷会長** 次に、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** 今回の森町風力に関しましては資料 5-1 及び資料 5-2 となりますが、資料 5-2 は事業者回答の別添資料になりますので、本資料についての説明は割愛させていただきます。

それでは、資料 5-1 の 1 次質問とその事業者回答について、資料に沿って説明させていただきます。

まず、2 ページです。

質問番号 2-6①をご覧ください。

事業者からの説明にもございましたが、特定植物群落や植生自然度 9 の範囲及び鳥獣保護区が対象事業実施区域内に入っていますが、これらを対象事業実施区域から除外する必要がないと判断された理由についてそれぞれ質問をしております。これに対し、事業者からは、特定植物群落や植生自然度が高い箇所については、現地調査の結果によっては人為的な影響を受けている環境であることも否定できないことから、改めて現地調査で把握し、準備書において対象事業実施区域からの除外や変更の回避を検討する、鳥獣保護区と区域の重複については今後の詳細設計において可能な限り変更を最小限に抑える等の配慮を行いますとの回答を得ております。

次に、同じページの下段の質問番号 3-1 及び質問番号 3-2 をご覧ください。

対象事業実施区域及びその周辺が夜間の鳥類の渡り、ノスリやそのほか猛禽類の渡りル

ートであるということから、調査手法について質問をしました。これに対し、事業者からは、夜間の渡りについては、サーマルカメラやサーマルスコープなどを用いて、実際に目視により飛翔頻度を確認する手法などを検討していますが、これらの手法が確立されたものではないことから、専門家等からの助言も踏まえてよりよい手法を試行しながら実施することを想定しております、また、渡り鳥に関する現地調査では、広域の状況を確認できるよう、図書の251ページに記載のとおり、対照地点も含めて調査地点を設定していますとの回答を得ております。

続きまして、3ページの質問番号3-8をご覧ください。

対象事業実施区域のほぼ全域が自然景観資源及び地域の良好な景観資源とされております駒ヶ岳と重複しております、砂崎海岸をはじめとした眺望点から景観資源を眺望する際に全ての発電機が景観資源に介在することになりますが、どのような影響の回避または十分な低減を図っていくのか、事業者の見解について質問しました。これに対し、事業者からは、今後の手続において実施する現地調査及び予測結果を踏まえて環境保全措置を検討し、景観への影響を極力回避または低減するように努めてまいりますとの回答を得ております。

最後に、資料8ページの質問番号4-20①と資料の9ページの質問番号4-24①です。

先ほどの長万部風力発電事業と同様で、踏査ルートが不明な点について示すよう質問をしました。これに対し、事業機器からは、既存の道路や林道を中心に行いながら、安全にアクセスできる場合は風車設置位置の周辺も含めて選定するとのことでした。

本事業についての資料に関しての説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には、事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からのご意見やご質問をお願いいたします。

○奈良委員 資料5-1の質問番号3-8についてです。

事務局が質問しているとおりで、景観資源になっているもの、駒ヶ岳の根元ということで、ここに住んでいる人たちだけではなく、函館に向かうルート、黒松内のジャンクション辺りから、先ほどの長万部の風力発電も同じですけれども、ドライブルートにどんと出てくるのです。駒ヶ岳というのは、函館に向かうとき、なかなか近づいてくれないといいますか、ぐるっと回っていく目標の山で、それがずっと見られ、その根元に風車が建つということで、本当に影響が大きいものだと思います。

質問番号3-8の質問に対する答えが極力回避、低減するよう努めてまいりますとなっているのですが、どうやって回避、低減するのかという事務局の質問ですので、それに対してもっと分かりやすい返答を希望します。

○事業者（森風力開発株式会社） 具体的な説明になっていないということで、申し訳ございません。2次質問以降においてきちんとした回答をさせていただければと考えます。

○**澁谷会長** それでは、これは2次質問に含めて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

私から2点ほど質問させていただきます。

先ほどの質問にもあったのですが、この地域はサワグルミの分布北限に当たる地域です。加えて、ヒダカゴヨウという樹種があるのですけれども、種の存続が危ないような樹種でして、非常に貴重な種があるようなのです。この地域にあることは知らないのですけれども、北海道の中では非常に希少な木の樹種が分布しているところですので、しっかりとチェックしていただいて、そういう樹種がある場合はできるだけ保全する方向で考えていただきたいと思います。つまり、調査をしっかりやっていただきたいということです。

もう一点、これは現地を見なければ分からないのですけれども、駒ヶ岳は噴出物が堆積している地盤が不安定な地域なのではないのかなと推察します。そうしたことに関して現時点で把握できているようなことはありますか。

○**事業者（森風力開発株式会社）** 地質につきましては、今後、調査または聞き取りをしていきたいと考えているもので、現時点で把握はしておりません。

○**澁谷会長** 多分、火山の噴出物である軽石や火山灰などが降り積もっている不安定な箇所だと思います。そこにこういう相当の力がかかる構造物を置くということなので、その点についても十分な配慮をお願いしたいと思います。ご検討をお願いします。

○**事業者（森風力開発株式会社）** その点に留意しながらきちんと調査したいと思っております。

○**澁谷会長** それでは、ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** もしあれば、2次質問で出していただければと思います。

それでは、本議事についての審議を終了します。

続きまして、議事（6）に進みます。

本日が1回目の審議となる（仮称）木古内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

こちらも1回目の審議となりますので、事業の概要の説明を事業者である木古内風力開発株式会社からお願いいたします。

○**事業者（木古内風力開発株式会社）** 木古内風力発電事業ですが、こちらも陸上風力案件で、最大出力4万8,000キロワット、4,000キロワット級風車を12基設置することを考えております。

対象事業実施区域の位置は、上磯郡木古内町、檜山郡上ノ国町を考えております。

対象事業実施区域の面積は378ヘクタール、関係市町村は木古内町、上ノ国町の2町を考えております。

続きまして、対象事業実施区域ですが、5ページをご覧ください。

5ページと6ページに衛星写真と区域図を載せております。

続きまして、風車の諸元ですが、先ほどの2案件と同様となりますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、25 ページの対象事業実施区域の検討フローです。

まず、風況状況の確認ですが、NEDO の局長風況マップから年平均 6.5 メートル以上、地上高 70 メートル地点での好風況が認められる地点ということで設定させていただきました。

また、同じく主要地方道 5 号及び既存道路、林道などを含め、こちらのルートがあることから、道路の新設などによる改変面積を低減することが可能ではないかと考え、設定しております。

また、環境保全上留意が必要な場所ということで、まず、植生自然度 9 及び植生自然度 10 の植生エリアの分布を確認しております、極力避けることを考えております。

なお、検討対象エリアには特定植物群落は分布しておりません。

そして、環境保全上配慮が必要な施設である学校、医療機関、住宅などの場所も確認しております、可能な限り距離を取るなどの配慮をしております。

対象事業実施エリアに自然国定公園はございません。

これらのことを踏まえ、対象事業実施区域を設定させていただきました。

続きまして、周囲の他事業についてです。

○事務局（名畑課長補佐） ホストPCが落ちましたので、中断いたします。

[休 憩]

○事務局（名畑課長補佐） 失礼いたしました。

それでは、続けてご説明をお願いいたします。

○事業者（木古内風力開発株式会社） 重複するかもしれませんが、25 ページの対象実施区域の検討フローから改めてご説明させていただきます。

本事業におきましては、風評状況の確認ということで、NEDO の局所風況マップを確認し、地上高 70 メートルで年平均 6.5 メートル以上の好風況が見込まれるために選定させていただきました。

また、社会インフラの整備状況の確認として、主要地方道 5 号並びに既存の林道などがあることから、道路の新設による改変面積を低減することが可能ではないかということで設定いたしました。さらに、既存の送電網などもあり、発電所電力の連系も可能であることから選定をいたしました。

また、環境保全上留意が必要な場所ですが、植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生エリアは対象事業実施区域内に分布しておりますけれども、今後調査した上で適切な対応をしたいと考えております。

なお、対象事業実施区域内に特定植物群落は分布しておりません。

そして、環境保全上特に配慮が必要な施設ですが、学校、医療機関や住宅などとの距離を極力取るなどして、可能な限り配慮しております。

なお、対象エリアに自然公園は該当しません。

この検討状況を基に、今回、このエリアを設定させていただきました。

24 ページをご覧ください。

1 ページ戻るのですけれども、こちらが周辺事業の状況です。

本案件の近隣には、江差風力発電所及び（仮称）上ノ国第2風力発電事業、（仮称）知内風力発電事業の3事業があります。ただ、一番近い知内風力発電事業での風車設置位置まで約10キロメートル離れていることから、累積的影響はあまりないと考えております。

なお、この後に審議していただきますが、知内風力も私どもの関係会社の事業でして、渡り鳥などの累積的影響については評価できると考えております。

最後に、方法書までの具体化の過程における保全措置です。

先ほど申しました対象事業を設定するに当たり配慮などをした上で設定させていただいております。また、ほかの案件と同様、専門家ヒアリングのほか、一部の環境団体へのヒアリングを行って、いただいた情報を参考に配慮を進めてきております。

続きまして、動植物について日本気象協会より説明させていただきます。

○事業者（日本気象協会） 区域及びその周囲の概況について説明させていただきます。動物相の概要についてです。

61 ページのとおりですが、まず、鳥類につきましては、マガン、オオハクチョウ、オオジシギ、アジサシ、ハヤブサ、メジロ、ツグミ、カワラヒワ等の280種が確認されております。

また、鳥類の渡りルートは65 ページ、66 ページのとおりで、日中の渡りルートとしてノスリの渡りが確認されております。また、67 ページ以降に載せておりますが、ノスリサシバ及びハチクマの渡り経路については、対象事業実施区域において、ノスリの春期及び秋期の渡り経路が確認されております。

また、73 ページの下の図のとおりですが、対象事業実施区域の周囲でクマタカの生息が確認されております。また、対象事業実施区域の周囲において、オジロワシ及びオオワシの1羽から10羽の冬期滞在が確認されております。また、対象事業実施区域及びその周囲のメッシュにおいて、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ及びハヤブサが確認されております。

続いて、89 ページの植生の概要についてです。

対象事業実施区域及びその周囲の主な植生は、ブナクラス域自然植生のチシマザサープナ群団、ブナクラス域代償植生のトリアシショウマーミズナラ群集、植林地のスギ、ヒノキ、サワラ植林、トドマツ植林、カラムツ植林となっております。河川沿いには牧草地やブナクラス域自然植生のヤナギ高木群落等が見られます。

94 ページから96 ページの植生自然度につきましては、対象事業実施区域に主に植生自然度9、植生自然度7、植生自然度6が広く分布しております。また、99 ページのとおり、

特定植物群落は分布しておりません。

重要な自然環境のまとまりの場として、108 ページ、109 ページに載せておりますが、保安林と植生自然度 10、植生自然度 9 が区域内に分布しております。

続きまして、景観についてです。

110 ページ、111 ページになります。

公的なホームページ、観光パンフレット、ヒアリングを踏まえた 6 地点と身近な眺望点として 5 地点を選定しておりまして、薬師山につきましては木古内町へのヒアリングの結果、調査地点からは非選定としておりまして、残りの 10 地点を調査地点として選定予定です。

続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、116 ページのとおり、2 地点が確認されておりまして、道南トロッコ鉄道を調査地点として設定予定です。

続きまして、配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の配置の概況についてですが、134 ページの図のとおり、住宅等が約 0.8 キロメートルの位置に確認されております。

なお、学校、医療機関、福祉施設等の配慮が特に必要な施設はございません。

最後に、182 ページの環境影響評価の項目の選定についてですが、長万部事業と森町事業のとおり、一般的な事業のものを選定しておりまして、選定していないものは学術上または希少性の観点から重要な地形、地質が存在していないからであり、対象事業実施区域と主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、離隔距離が確保されていることから、地形改変及び施設の存在については選定しておりません。

○澁谷会長 それでは、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 本事業に関する質問事項及び事業者回答について何点かを抜粋してご説明させていただきますので、資料 6-1 と資料 6-2 をご用意ください。

先ほど、長万部の案件のときにも申しましたが、資料 6-2 は資料 6-1 の資料の回答に関する別添資料となっておりますので、適宜ご参照ください。

まず、資料 6-1 です。

3 ページの質問番号 3-4 をご覧ください。

コウモリについてですけれども、区域周辺にコヤマコウモリの分布情報があるほか、近隣の上ノ国町では風力発電機に衝突したと推定される本種個体が発見されているなど、風力発電機の設置による影響が懸念されていますが、このことについての事業者の見解を伺っております。これに対し、事業者からは、推定の事象及び既存の生息情報に留意して、現地調査を実施する、現地調査では可能な限り長期間連続的にコウモリ音声超音波を収集するモニタリング調査を取り入れており、時間、時期、天候的な飛翔の傾向等を把握する、現地調査結果及び専門家の助言を踏まえ、本事業によるコウモリ類への影響について適切に予測し、必要に応じて保全措置を検討するという回答をもらっております。

次に、同じページの一番下の質問番号 3-6 をご覧ください。

風力発電機の設置想定位置や新設道路の箇所に植生自然度9であるチシマザサブナ群団やハルニレ群落があります。これら植生自然度が高い植生が地形改変による影響を受ける可能性が想定されるが、これを受けて調査手法へ反映したものがあればお示しくださいという質問をしております。これに対し、事業者からは、まず、現地調査により、これらの群落の分布状況や成立している環境や人為的影響の程度を把握した上で植生自然度が高いと判断された群落については改変を避けることを基本として事業計画を検討する、これらの過程を経ることによって影響の回避、低減を図っていく考えだという回答をもらっております。

次に、5ページの質問番号3-16をご覧ください。

風力発電機の位置と住宅等の離隔距離は約0.8キロメートルとなっております。対象事業実施区域等の設定で住宅等から可能な限り離隔距離を取ったとあるが、この離隔距離でよいとした根拠について伺っています。これに対し、事業者からは、離隔距離に関しては推奨される基準や指針はなく、根拠自体はお示しできないが、本事業では、特に主要地方道5号沿いに住宅地が多く密集しているという状況も踏まえて、内陸地に風力発電機を計画するように留意して、現段階で可能な限り施設の稼働に伴う騒音及び風車の影の影響に配慮したため、住宅等から離隔距離を取っていると判断したとのこと。

次に、8ページの質問番号4-20をご覧ください。

調査地点の集水域について、対象事業実施区域を網羅していないが、妥当な調査地点が設定されているとする根拠を伺っています。これに対し、事業者からは、水質の調査地点からの集水域が一部網羅できていない箇所があるため、水質の調査地点については対象事業実施区域の中でも風力発電機ヤードや新設道路の設置する範囲を極力網羅する7地点を設定しているため、一部集水域が網羅されていないことは支障とはならないと考えているという回答をもらっております。

次に、9ページの質問番号4-26をご覧ください。

渡り鳥の調査について、サーマルカメラ、サーマルスコープを用いる手法を図書に反映しなかった理由を伺っています。これに対し、事業者からは、夜間の渡りを確認する手法は確立されたものではないため、専門家等からの助言も踏まえて現地調査においてよりよい手法を試行しながら実施することを想定している、図書には具体的な手法としては記載していないが、サーマルカメラやサーマルスコープを用いた調査を検討していると回答を得ております。

また、10ページに質問番号4-27と質問番号4-30があるのですが、こちらは先に説明した長万部や森の案件と同様、動物の踏査ルートと植物の踏査ルートが示されていない理由を伺っているのですが、同様の回答を得ていますので、ご確認をいただければと思います。

最後に、質問番号4-28をご覧ください。

先ほどの森町の案件の審議でもあったのですが、こちらは、ブナをはじめとして、サワ

グルミやゴヨウマツなどの分布北限に近い地域であり、特に慎重な扱いが求められ、また、専門家ヒアリングでは、ブナ林のほか、マルバマンサクに関する意見もある中、こうした種の把握については調査の中でどのような対応を考えているのかを伺っております。これに対し、事業者からは、ブナ、サワグルミ、ゴヨウマツは、いずれも重要な種の基準にも該当しないため、位置情報等の記録は行わないものの、生育状況は把握する、マルバマンサクについては道のレッドリストの希少種に該当するので、生育位置についても記録して、それぞれの種が含まれる群落等を把握した上で、極力改変される面積を少なくするなど、配慮するとのことでした。

簡単ではありますが、図書概要等の説明は以上とさせていただきます。

こちらの事業についても、今後、委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。まとめてメールで依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

先ほどの図書概要の説明と併せ、ご審議についてどうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆さんからご意見やご質問をお願いいたします。

それでは、私から少しお聞きいたします。

先ほどの森町の案件はちょっと違うのですが、その前の長万部の案件とも共通することです。川の西側は新設で、東側には林道があるのでしょうか。でも、拡幅が生じ、加えて新設もあるとのこと。加えて、図面を見ると、地形はちょっと厳しいところだなと思いました。先ほどの長万部の案件もそうでしたが、林道といっても大きな工事になる可能性があるため、工事をできるだけ低減するような対策を考えていただきたいのです。

多分、そこまではまだ検討されていないと思いますけれども、今後、十分に検討していただきたいと思います。

もう一つ、これも工事に関することですが、切土量と盛土量が図書に出ていたように思いますが、切り盛りが結構生じることです。切土斜面や盛土斜面がどうしてもできるはず。そのため、その保護対策が必要になってくると思います。

なお、今の考え方では、そういうところに外来種を使うのはよろしくないとなっております。外来種で芝生を張ることもよろしくないということになっておりますので、緑化するのが一番いいとは思いますが、何か具体的な対策として考えていることはあるでしょうか。

○事業者（木古内風力開発株式会社） ご指摘のとおり、緑化するのが一番だと考えておりまして、緑化を考えております。

質問にも回答させていただきましたとおり、極力、対象事業実施区域近隣の種でやるほうがよいのではないかとのご指摘もありますので、その方向で考えますが、今後、関係

機関とも協議の上、具体的にどうしていくかを検討したいと思います。

○**澁谷会長** なるべく速やかに緑化できないと、そこが土砂や濁水の発生源になります。もう一つとして、できれば在来種でやるのが望ましいということになるのですが、芝を張る以外で速やかに緑化するのは技術的に非常に難しいのです。でも、緑化が遅れると、森林の中に非常に明るいところの植物が入ってきてしまう、あるいは、侵略的な外来種が入ってきてしまう可能性もありますので、その対策についてはできるだけ早いうちからご検討をいただければと思いますし、しっかりとした具体的な対策を適切な時期にお示しいただければと思います。

それでは、ほかにございませつか。

○**先崎委員** 鳥ではなく、コウモリについてお聞きします。

質問番号 3-4 についてです。

多分、バットディテクターか何かで調査するのでしょうか。それで、時間、時期、天候的な飛翔の傾向等を把握するようすけれども、これでは高さ方向のデータは分からないわけすよね。これで適切に衝突しそうな場所は把握できるのでしょうか。

○**事業者（木古内風力開発株式会社）** 今ご質問いただいた点ですが、まず、コウモリの音声モニタリング調査に関しては、ご理解のとおり、コウモリの音声を高所で録音し、どの程度通過するのかを種群別に分けて解析するものになります。

例えば、高さ方向別でありますと、風況観測塔だと 50 メートルぐらいのポールの上にマイクを置いて、そこで測られた風速で解析を行うことでどういうときにどういったコウモリが飛ぶのかを確認することになります。

○**先崎委員** コウモリがどの高さを飛んだかは分からないのですか。

○**事業者（木古内風力開発株式会社）** 例えば、風況観測塔ですと、50 メートル高度と 10 メートル高度の 2 高度をつけ、高いところを飛ぶコウモリの状態と低いところを飛ぶコウモリの状態が記録できるかなと思います。

○**先崎委員** それで衝突のリスクのある Mレンジを飛んでいるコウモリ、要は、そのレンジを飛んだかどうかは分かるのでしょうか。

○**事業者（木古内風力開発株式会社）** 例えば、10 メートル高度でも、今のマイクだと、ヤマコウモリやヒナコウモリだと、50 メートルから 100 メートルの範囲で音が入ると思います。ですから、10 メートルで測定した場合もブレード回転域の高さの音は取れていると思いますが、50 メートルと 10 メートルに分けて取ることで、高さ方向別の違いも確認できると考えています。

○**先崎委員** どの高さをどういうときに飛ぶかはすごく大事だと思うので、それに基づいて、配置もそうですし、柔軟な対策を取っていただければなと思いました。

○**澁谷会長** ほかにございませつか。

○**大原委員** 今の質問に関連したことです。

風力を測る塔みたいなものを建てるのか、詳しくは知りませつかけれども、そこにマイク

みたいなものをつけてコウモリの音を調査するという話だったかと思います。その塔にはほかのものも建てられるのでしょうか。

以前、昆虫をそれで捕まえられないかと聞いたところ、風力に関する塔にはほかのものは建てられないような規則があると聞いたのです。その点を教えていただけますでしょうか。

○事業者（木古内風力開発株式会社） こちらの案件でも風況観測塔を1か所で建てますが、特段、これをつけてはいけないということは聞いておりません。

ただ、三角トラスの風況観測塔で、支線で引っ張って安定させているものでして、あまり重いものといえますか、重量的に難しいというものはあるかと思います。ただ、現時点でこれは駄目、これはオーケーという話は聞いていないということです。

○大原委員 勉強になりました。実は、コウモリだけではなく、昆虫も高いところを飛んでいるということが知られていて、風力発電のブレードに昆虫が大分落とされているという話がありますので、できればそういうところで調べてもらいたいということをいろいろな方にお話しているのですけれども、なかなか難しいということだったのです。

FITということが返答にありましたけども、そういったネットみたいなものをその高さにかけていただけると具体的な調査ができるかなと思いました。

○澁谷会長 ほかにご意見はないでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、特にないようですので、本議事についての審議を終了します。

続きまして、議事（7）に入らせていただきます。

本日が2回目の審議となる（仮称）知内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 本事業につきましては、先ほどの事業と同様、発電所の出力規模から環境影響評価法における第2種事業に該当する事業ですが、今年の12月に事業者から経済産業省に対して第1種事業として環境影響評価その他の手続を行うこととした旨の通知がされたことから、方法書の作成から手続が行われる事業であり、配慮書に係る手続は行われておりません。

方法書については、今年の2月に道へ送付され、3月7日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が2回目の審議となります。

それでは、事業の概要を、図書を用いて簡単に説明させていただきます。

図書の3ページをご覧ください。

先ほどから続いている事業とほぼ同様ですけれども、本事業は単機出力が4,000キロワット程度の風力発電機を12基設置する計画であり、総出力は最大4万8,000キロワットとなります。区域の位置はページをめくっていただいて5ページにありまして、知内町の南部に位置しており、図の中の赤色の点で示された箇所が風力発電機の設置予定位置とな

ります。

次に、26 ページをご覧ください。

周辺区域の他事業の位置が示されていますが、約 10 キロメートル離れた位置にこの後に審議予定の（仮称）福島町風力発電事業があります。

続きまして、区域及びその周囲の概況です。

最初に動物についてですが、66 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップでは、区域が位置するメッシュはクマタカの情報により注意喚起レベルCに、周囲のメッシュではオジロワシやチュウヒの情報で注意喚起レベルA3、Bとなっています。

また、1枚めくっていただいて、69 ページをご覧くださいと、ノスリの渡りルートとなっている可能性があり、周辺にある白神岬ではハチクマやその他猛禽類の渡りルートが確認されているほか、鳥類の夜間の渡りルートが周辺に存在している可能性があることが分かっております。

次に、植物についてです。

97 ページをご覧ください。

区域内にトリアシショウマーミズナラ群集や植林地を中心とした植生自然度6から植生自然度7の区域が広く分布しており、南部には植生自然度9のチシマザサーブナ群団が生育しておりまして、その一部が風力発電機の設置予定地点と重複しています。

現存植生図は90ページにございますので、適宜ご参照ください。

また、図書の後ろにある資料編の資料3には変更区域と現存植生を重ね合わせた図がありますので、そちらもご参照ください。

次に、重要な自然環境のまとまりの場については、107 ページに記載がございます。

区域東部の一部が特定植物群落である知内トドマツ林、ムズルセ川トドマツ希少個体群保護林と重複しています。

景観については118ページに書いてありまして、青函トンネル記念撮影台が区域と重複しているほか、周辺は身近な眺望点を含めて計22地点が選定されています。

配慮が特に必要な施設については、143ページに記載があります。

こちらをみますと、湯の里診療所の約1.9キロメートルが風力発電機から最も近い場所となっております。住宅の最近接となる場所は区域内東部にある住宅で、約0.6キロメートルとなっております。

最後に、189ページをご覧ください。

こちらは国土防災関係の図です。区域東部及び西部が崩壊土砂流出危険地区と重複しております。186ページには保安林の図がありまして、1次質問のときに修正の図が出ております。ホームページのほうにも資料は出ておりますので、詳細を確認したい方は、申し訳ないのですが、そちらをご参照いただければと思います。

なお、対象事業実施区域内は水源涵養保安林となっています。

簡単ですが、事業概要の説明は以上になります。

次に、資料 7-1 をご覧ください。

こちらは、事業者から送付があった本方法書への一般からの意見の概要と事業者の見解を記載した資料です。

めくっていただいて、資料の 1 ページの (2) をご覧ください。

公告及び縦覧ということで、広告の方法があるのですがけれども、凶書の縦覧については北海道新聞及び函館新聞に掲載するほか、インターネット、町の広報や折り込みチラシにより周知されております。

2 ページの (5) には意見書箱への投函者数の記載がありますが、合計で 3 名であったとのことです。

なお、インターネットによる閲覧は 384 件でした。

3 ページをご覧ください。

方法書の説明会について、本案件は 3 月 18 日及び 19 日に開催されておりました、福島町にて 4 名、事業実施想定区域の知内町では 11 名の来場があったとのことです。

4 ページに意見の募集について記載がありますが、2 月 29 日から 4 月 15 日まで行われ、合計で 9 通、61 件の意見が提出されております。

5 ページ以降にその意見の概要と事業者の見解が示されておりますので、簡単に説明いたします。

まず、1 通目ですが、クマタカの生息や鳥類の渡りルート、鳥類の調査手法について意見がございました。

2 通目は、日本自然保護協会からの意見かと思えますけれども、重複している保護林及びその隣接地域の除外、対象事業実施区域南部の調査地点の追加、猛禽類の渡りの調査を詳細に行ってほしい旨の意見となっております。

3 通目は、意見書のメールでの提出への対応、住民参加、合意形成に関する意見があり、メール対応については検討するとのこと、より一層の合意形成を図るよう努めるという見解が示されております。

4 通目は、凶書全般に対してかなり広く意見をいただいております、特に動植物や保安林の機能などに影響があると考え、意見されたものとなっております。

5 通目は、緑化種についてのほか、景観、夜間の渡り鳥調査についての意見でして、7 通目ですが、国道からの景観についての意見がありました。8 通目では希少猛禽類の生息や渡りのルートに関する意見がありまして、最後の 9 通目ではブナ林をはじめとした天然林への影響に関する意見がありました。

全体を通して、いずれも鳥類や希少猛禽類の生息や渡り、保護林をはじめとした森林や植生、住民参加や合意形成に関する意見が多く見られている状況です。

資料 7-1 は以上といたします。

最後に、資料 7-2 で 2 次質問とその回答について何点か説明いたします。

今回、回答については資料 7-2 のみで、別添資料は作成されておりません。

それでは、資料 7-2 の 3 ページの質問番号 2-8 をご覧ください。

1 次回答にて保護林とその周囲についての改変を行わないよう配慮するとしていたのですが、どの程度の範囲を想定しているのかを伺っています。これに対し、事業者からは、林野庁の資料に基づき、保護林の周囲については急激な環境の変化を与えない範囲と認識している、具体的な範囲については今後実施する植生調査で適切に把握し、確認することでした。

こちらの質問に関連しまして、6 ページの質問番号 3-6 にて、改変予定のない区域を対象事業実施区域に含めたのかどうかを伺っております。どの程度のバッファを取って対象事業実施区域や改変区域から除外すべきかについてですが、保護林周囲の植生の分布状況を現地調査において把握することが重要と考え、そのような箇所を網羅して調査するためにも現時点では対象事業実施区域に含めていたという回答をもらっております。

戻りまして、4 ページの質問番号 3-2 をご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップの夜間の鳥類の渡りのルートに関係ですけれども、渡りは種によりピークが極端で、旬ごとの調査でも単年では実態を正しく把握できないことも想定されるが、そのような場合には調査を複数年実施する等の検討はしているのかを伺っております。これに対し、事業者からは、渡りのピークを極力捉えられるよう、各月の上・中・下旬に実施することなど、配慮した、環境影響評価を行う際には、白神岬の鳥類標識調査結果等を参考に、得られたデータを基に統計解析を行うなど、安全側を見て評価を行っていく考えだが、準備書の手続において実施する専門家への意見聴取において指摘を受けた場合には、複数年実施も含めて検討するという回答をいただいております。

次に、ちょっと飛びまして、14 ページの質問番号 4-21 をご覧ください。

鳥類の調査の関係で、猛禽類や渡り鳥の調査になるのですが、視野が確保できていない範囲が相当にある中で、出現状況を踏まえた対応では見逃しが発生する可能性があり、そうした場合、見逃された重要種に対しては調査がされないことになることから、上空の状況を踏まえて地上の状況を調査するのではなく、最初から事業実施区域内の上空及び地上の鳥類の利用状況を評価できるような調査設計が必要ではないかを伺っております。これに対し、事業者からは、地上視野が確保できていない地点については、猛禽類の出現状況に鑑みて、定点観察と並行して移動観察を行い、地表付近における猛禽類の行動等の確認に努める、なお、渡り鳥調査という観点では、専門家等のご意見も踏まえて地点を配置しており、渡り鳥の利用状況を評価するための結果を得ることができるよう計画しているとの回答をもらっております。

最後に、15 ページの質問番号 4-23 をご覧ください。

道南地域特有の植物相を把握するためにも調査区数や踏査ルートを充実させる必要があるが、現調査計画でこのような植物相を網羅できるのか、調査の適性を判断するためにも現段階で計画している踏査ルートを示した上で事業者の見解を示すように伺っております。

す。これに対し、事業者からは、希少種を含む植物相を十分に把握できるよう、現地の状況を確認しながら踏査を行うことを考えている、現状の林道のみでは網羅できない箇所については、随時、現地状況を確認しながら踏査ルートに追加することを考えており、林道が敷設されていない箇所についても安全に配慮した上で可能な限り踏査に努めたいと考えているという回答がありました。

簡単ではありますが、本事業に係る説明は以上といたします。

なお、委員の皆様には、後日、メールにて3次質問の依頼をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○白木委員 2次質問に関係するようなものはないようですが、図書の206ページの動物の鳥類のところです。

その他と書かれていて、二つ目の累積的影響に関することですが、累積的影響は確実に実施してほしいというようなことに加え、その内容が書かれておりますが、事業者の対応としては、近隣他事業での渡り鳥調査も極力同じタイミングで実施するということが書かれています。これだと、求められているような累積的な年間衝突率や生息域の喪失にどうつながるかが分かりません。これは方法書ですから、どのような形で調査を解析、評価をしていくのかということについて伺いたいと思います。

渡りルートになっている可能性があるような場所で、ちょっと離れてはいますけれども、同じ事業者が複数箇所で事業を計画しておりますので、一連の事業計画地において、それぞれどのような影響があって、累積的にどのような影響があるのかをきちんと把握できるような調査方法について示していただきたいということをお願いしたいと思います。

○事務局（道場主任） 今おっしゃっていたとおり、今まで審議していただいた森町や長万部町の案件の事業とタイミングを計ってやっていくのかなと思うのですが、このタイミングでどのような形で解析、評価するのは明確にしておいたほうがいいかなと思います。これは3次質問で確認してみようと思います。後ほどメールで調整させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○先崎委員 これは2回目ですので、事務局からの回答ということなのでしょうか。

○事務局（道場主任） そうなります。私から回答させていただきます。

○先崎委員 2次質問の3-2についてです。

得られたデータを基に統計解析を行う等と回答に書いているのですね。これはどこかでも聞いたかもしれないですけども、何を統計解析するのでしょうか。そして、何が出たら安全側の評価をできるのでしょうか。

○事務局（道場主任） 具体的な回答が2次質問で得られていないので、3次質問で今の

ことは確認をさせていただきたいなと思います。

3次質問がもしかしたら最後になる可能性もあり、なるべく細かいところまで聞きたいと思いますので、ご助言等をいただけますと幸いです。

○先崎委員 前の事業もそうですが、サーマルスコープの話は確立されていないので、調査するにはするが、手法に関しては具体的に言及がない状況です。

また、質問番号 4-20 の 2 次質問です。

立ち入りができない場所はドローンで確認しますという回答があります。方法書段階なので、やるのだったら、可能な限りでもいいので、具体的に何を記録するのか、どうやってやるかという具体的なことを書いていただいたほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（道場主任） 全体的に調査の関係については何をどの程度記録するかについてです。

図書にも調査手法として載せておりますが、235 ページに動物の調査予測手法ということでざっと書いております。

○先崎委員 書いていないものになりますので、手法が違ってくるわけですね。

例えば、サーマルスコープでは、種は分からなくても、科レベルの個体数や飛跡は分かるわけです。ですから、例えば、これを狙って記録しますとはっきりさせていただきたいということです。

また、質問番号 4-20 は動物の質問にもかかわらず、回答は植生のことで、どういった意図なのかは分からないのですけれども、ドローンを使って動物の何を調べようとしているのか、分からないのですけれども、はっきりさせていただくような質問をしていただければと思います。

○事務局（道場主任） ちなみに、質問番号 4-20 のドローンによる確認というのは、多分、踏査ルートを確認する場合かなと思います。どこを踏査するのかということで、ドローンで入れそうな場所を探し、そこに入っていくというようなことを言っているのかなと思います。ただ、確かにおっしゃるとおり、サーマルスコープに関し、何を確認したいのか、ターゲットになるものはどうするのかは確認したいと思います。

○先崎委員 繰り返しになるかもしれませんが、ドローンのところについてです。

ドローンでしか行けない場所というのは調査が難しいのではないのでしょうか。それに、連続的にアクセスできるかどうかは分からないような気もするのです。

これは私の質問ではないのですけれども、調査できない場所というのは環境影響評価をできないのではないですか。

○事務局（道場主任） 先ほどの審議にあった事業もそうですが、入るところが難しいところに関して、影響予測評価のできないところに改変区域を持ってきて改変しますというのはさすがに難しいのかなと私どもも考えております。

○先崎委員 それは聞いていただければと思います。質問番号 4-21 も同じような意図で

質問していただければと思います。

何か、上空の猛禽類の行動からよく見えていないところの状況を把握すると読めるのですけれども、そこが整合するかどうかは分かりません。ですから、やっぱり評価できないところはできないですし、できないなりのやり方をさせていただくように指摘していただければと思います。

○事務局（道場主任） 文案についてはまたご相談させていただければと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 4 ページの追加 3-18 についてです。

クマゲラが繁殖しているのではないかということで、その営巣木の特定や行動圏の把握について書かれています。

巣や食痕を確認することでおおむねの行動圏を推定することを想定していますとあるのですが、巣や食痕の確認の仕方が鳥類の任意観察調査でクマゲラの痕跡が確認された場合は記録しますとあって、何か、積極的にクマゲラに絞った調査を行うわけではないように読めるのです。何となく歩いていてもクマゲラの営巣木を見つけるのは難しいのではないかと思いますのですけれども、クマゲラは繁殖期特有の声を出して鳴くので、例えば、そういう声をきちんと把握しておいて、そういった中で絞り込んで、ほかに植生などを見て、クマゲラの営巣木を探すつもりで調査を組んだほうがいいのではないかと思いますので、そのことについて事業者に聞いていただけますか。

○事務局（道場主任） おっしゃられたとおり、今は、任意観察調査の一環として、もし見つかったら確認するぐらいの話になっているので、クマゲラにターゲットを絞った調査をすべきではないかということについて3次質問をさせていただきたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、ほかにご意見等がないようですので、本議事についての審議を終了します。

それでは、ここで休憩いたします。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

それでは、議事（8）に入らせていただきます。

本日が2回目の審議となる（仮称）厚沢部風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 関係資料は資料 8-1 から資料 8-3 までとなります。

資料の説明に入る前に、事業の概要について図書を用いて簡単に説明いたします。

図書の 3 ページをご覧ください。

対象事業実施区域は厚沢部町に位置する計画であり、区域西側の江差町は関係市町村とされています。単機出力が 4,000 キロワット程度の風力発電機を最大 12 基設置し、最大 4 万 8,000 キロワットの出力となる風力発電所を設置する計画の事業です。

1 枚めくっていただきまして、4 ページと 5 ページをご覧ください。

区域の範囲が地図上と空中写真上で示されています。本事業は、現段階における風力発電機の位置が示されているものです。

続いて、23 ページをご覧ください。

区域周辺に存在する他事業としまして、既設、計画中を含めて 7 事業が区域より西側に存在しています。最も近いものがユーラス江差ウインドファームで、本事業区域から約 4 キロメートル、風車位置で約 5 キロメートル程度の距離があります。

続きまして、区域及びその周囲の概況について簡単にご説明いたします。

図書の 62 ページをご覧ください。

動物について、区域周辺に夜間の渡りルートがあることが示されているほか、隣のページに行きますと、ノスリの渡り経路があることが示されています。1 枚めくって 65 ページをご覧くださいと、ハチクマの春の渡り経路があることが示されております。

続いて、植物についてで、84 ページと 85 ページをご覧ください。

現存植生図が記載されておまして、1 ページ戻った 83 ページには凡例が記載されております。88 ページと 89 ページには植生自然度 9 と植生自然度 10 の部分を抜き出した図がありますので、併せてご参照ください。

本事業区域及び周辺は、主に植生自然度 7 のシラカンバーミズナラ群落が分布していることとされ、区域と重複している植生自然度の高い群集として区域南と北東のチシマザサブナ群集がございます。

次に、景観についてで、105 ページをご覧ください。

主要な眺望点として太鼓山や身近な視点場として抽出された上里ふれあい交流センター等、区域周辺で複数抽出されています。

続きまして、住宅等との位置関係が 129 ページにございます。

最も近い住宅等が約 0.8 キロメートル離れた位置にございまして、配慮が特に必要な福祉施設が約 1.4 キロメートルの位置にあるとされています。

簡単ですが、事業概要の説明は以上となります。

続きまして、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料 8-1、方法書についての意見概要と事業者の見解についてご説明します。

資料 8-2 の Q&A の資料についても併せてご用意ください。

資料 8-1 の表紙と目次とめくっていただきまして、1 ページに公告、縦覧の状況が記載

されています。公告については日刊新聞で行ったほか、関係市町村の広報誌やチラシの配布、事業者ウェブサイト等により周知されたとのことです。

2 ページの中ほどに縦覧者数が記載されていますが、合計2名とのことです。インターネットによる閲覧が参考として記載されておりますが、381件とのことです。

3 ページには説明会の開催状況について記載されておまして、厚沢部町の町民交流センターでは12名、そのほかに3会場あって、いずれも6名の参加者があったとのことです。

4 ページに意見書の提出状況が記載されておまして、意見書の提出が5通、意見総数が47件とのことです。

5 ページからは方法書について提出された意見と事業者の見解が記載されております。一部を抜粋してご紹介いたしますと、まず、8ページのナンバー21の意見をご覧ください。

こちらは、動物に対する影響を懸念する意見で、特にクマゲラと風車の衝突を懸念しているものです。先ほど知内の案件の際にも話題に上がったのですが、資料8-2の4ページの追加質問番号3-13で、知内風力と同様に、クマゲラについて、現状の調査項目のみで営巣木や行動圏を特定できるのか、営巣木や行動圏の把握の必要性について、調査方法も併せて事業者の見解を伺っています。事業者からは、知内と同様の回答になりますが、一般の鳥類調査において、巣や食痕といったクマゲラの痕跡が確認された場合には位置や状況について記録を行うこと、巣や食痕を確認することにより、おおむねの行動圏を推定することを想定しているという回答でした。

続いて、資料8-1に戻りまして、11ページのナンバー33の意見をご覧ください。こちらは景観への影響を懸念する意見でして、事業者からは、眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいりますという見解が述べられております。景観に対する意見は、これ以外にも幾つか寄せられておりました。

ちょっと戻りまして、6ページのナンバー8です。こちらは、最寄りの住宅等やグループホームまでの距離が近過ぎることから騒音の影響を懸念している意見となっております。事業者からは、騒音、超低周波音の影響度合いは、距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なることから、現地調査を実施した上で、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価して準備書に記載すると回答しております。騒音に関する懸念についてはほかにも寄せられておりました。

簡単ではございますが、資料8-1の説明は以上とさせていただきます。

続いて、資料8-2に沿って、2次質問と事業者回答について説明いたします。なお、資料8-3は別添資料となりますけれども、本資料についての説明は割愛させていただきます。

まず、資料8ページの質問番号4-1をご覧ください。

1次質問において、建設機械の稼働を要因とする振動について、環境影響評価の項目として選定しなくてよいとした根拠について質問をし、風力発電機の建設工事において振動

が発生する工事はヤードと想定されるけれども、約 0.5 キロメートル離れた地点において振動レベルが 55 デシベルを十分に下回ること、現段階において住宅等との離隔が 0.8 キロメートル以上あるという点を踏まえて、建設機械の稼働による振動の影響は想定されないことから項目として非選定としたという回答が得られております。その上で、工事用道路等の改変等による近傍の民家等への環境保全上の支障が生じることが予想されないとする根拠について質問をしました。これに対し、事業者からは、西側の道路拡幅の可能性のある区域の西端付近は、近傍に民家等が存在するものの、そのような場所では大規模な拡幅や改変は困難であり、部分的な道路補強等にとどまる程度の工事となるため、振動の影響は想定していないと回答を得ております。

続きまして、資料の 15 ページの質問番号 4-24 の①をご覧ください。

植物相の目視観察調査における踏査ルートが不明であるため、具体的なルートについて質問をしたところ、この一連の事業はほぼそうですが、既存の道路や林道を中心に、風車設置の尾根部や周辺等も含めて選定し、ルートや確認種については準備書にて提示すると回答しております。そこで、2 次質問では、調査計画が適切であるかどうかを見るための方法書において調査ルートは準備書で示すということでは方法書の意味がないのではと考えられますが、事業者としての手続に対する認識を質問しました。これに対し、事業者からは、調査内容の検討に際して現地確認を行っているものの、現地調査開始時には環境が変わっている可能性があるため、現地調査開始前に改めて概査を行い、適切な地点を設定し、調査を実施するとの回答を得ております。

同じ質問番号 4-24 の②をご覧ください。

本地域は、北海道では道南にしか分布しない種が複数確認されており、個体数も多くないことから、それらの種が生息する植物相を把握するための調査区数や踏査ルートを充実させる必要があると考えられるが、現計画で網羅できるのか、現計画での踏査ルートを示した上での事業者見解を質問しました。これに対し、事業者からは、安全に留意し、主に林道沿いを踏査することを予定しているが、希少種を含む植物相を十分に把握できるよう、現地の状況を確認しながら、風力発電機の設置予定地点を含めて調査範囲内を広範に踏査することを考えているとの回答を得ております。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、先ほどの知内風力と同様、委員の皆様には 3 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールで依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員からご質問やご意見をお願いいたします。

○白木委員 質問の動物 4-4 の②についてです。

ラインセンサスではなく、典型性注目種の生息状況については、なわばり記図法を用いたテリトリーマップをつくるほうが望ましいのではないかという意見に対し、回答としては、調査をラインセンサス法と同様に行いますが、その際には典型性注目種としたカラ類のさえずり等の繁殖に係る行動確認位置の記録を行って、テリトリーマッピングによる生息状況調査を実施いたしますとあります。

ラインセンサス法と同様にとというのはラインセンサス法を行う、つまり線的に調査を行うということだと思のですが、テリトリーマップは面的な調査をしないと描けないと思うので、書いていることがあまり適切ではないのではないかなと思うのです。

もしテリトリーマッピングとするのであれば面的な調査が必要ではないかと聞いていただけますでしょうか。

○事務局（下田主事） 事業者に3次質問にて確認させていただきます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○先崎委員 先ほどの知内風力発電事業と同じ質問ができる場所がありまして、こちらもお願いできますでしょうか。具体的には、2次質問の質問番号3-2の①と②も統計モデルで何をするのかがよく分かりません。

また、先ほどの白木委員の追加3-13のクマゲラの質問について、同様の質問が必要だと思います。

そして、死角になっている部分もあったと思うので、そちらもお願いできますでしょうか。

○事務局（下田主事） 先ほどの知内風力と併せて質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 今の先崎委員のご意見と同じですが、もう一つ、累積的影響についてです。

専門家意見にもそういった意見があり、同じ回答がされているので、そちらも加えておいていただければと思います。

多分、この事業者の一連の計画には、累積的影響に関し、それが全部加わるのではないかなと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局（下田主事） 同様に質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○澁谷会長 私からも少しお話をさせていただきたいと思います。

先ほど説明をいただいた資料8-2の15ページの4-24についてです。

①の事務局の質問は非常に真っ当なのですが、それに対して事業者はほとんど何も答えていないと思います。おおよその仮定されている風車の設置位置が示されているわけなので、これに従って調査を組まなければいけないと思うのですが、この答えはずれているといいますか、全く答えていないものですので、もう一度お聞きしたほうがいいのかと思います。

それから、②についてもほぼ何も答えておりません。抽象的にこういう考え方でという

答えになっているのですが、具体的には何も答えておらず、この答え方は不適切だとすごく思います。しつこいけれども、もう一度聞いていただいたほうがいいのかなと思います。事務局として、この点についてはどうですか。

○事務局（下田主事） おっしゃっていただいたとおりで、具体的な回答がなく、もっと突っ込むべきだというのは事務局としても認識しております。

①に関し、風車の位置が分かっているなら、せめて風車の位置周辺、風車の設置位置はさすがに調べるべきだというのはそのとおりですし、②に関しても具体的な回答がもう少し得られるような聞き方を考え、質問したいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ないようですので、本議事についての審議を終了します。

あとで気づいたことがあれば、3次質問の依頼がいくと思いますので、そちらでの対応をお願いできればと思います。

続きまして、議事（9）に移ります。

本日が3回目の審議となりまして、答申を予定している（仮称）福島町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） 最初に、図書を用いて対象事業実施区域及びその周囲の概況をご説明いたします。

図書の4ページをご覧ください。

対象事業実施区域は福島町内に位置する計画であり、区域西側の松前町は関係市町村とされています。

次に、63ページをご覧ください。

こちらは、動物に関しまして、EADASのセンシティブティマップになります。対象事業実施区域が位置するメッシュがチュウヒの生息情報から注意喚起レベルA3であり、また、その南側のメッシュはノスリの秋の渡りの集結地などの情報から注意喚起レベルA3となっております。また、65ページと66ページをご覧くださいますと渡りのルートが多数確認されている状況が分かります。

次に、植物についてです。

101ページをご覧ください。

対象事業実施区域には植生自然度9または植生自然度10の植生が存在しています。なお、植生自然度9はヤナギ高木群落であり、植生自然度10はツルヨシ群集及びヨシクラスです。

次に、景観についてです。

ページが大きく飛びますが、279ページをご覧ください。

主要な眺望点が周辺に 11 地点存在しており、このうち、垂直見込角が最も大きくなる地点は 10 番の白符ふれあいセンターで、約 6.3 度であるとされています。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

285 ページをご覧ください。

工事関係車両の主要な走行ルートとアクセスルートが重複する場として、福島大神宮などがあります。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

ページを戻っていただきまして、143 ページをご覧ください。

学校、医療、福祉施設等は、風力発電機から 2 キロメートル以上離れていますが、対象事業実施区域との離隔距離は約 200 メートルとなっています。また、住宅等については、対象事業実施区域内にも存在しており、風力発電機と最近接の住宅との離隔距離は 1.2 キロメートルとなっています。

次に、河川の利用状況です。

135 ページをご覧ください。

農業用水としての利用のある河川が示されていますが、桧倉川の一部が対象事業実施区域と重複しています。また、この図と併せて 45 ページの図をご確認ください。先ほど見ていただいた桧倉川が福島川に合流しますが、この福島川はサケ・マス増殖河川となっています。

最後に、195 ページをご覧ください。

国土防災関係の指定状況等を示す図ですが、対象事業実施区域には土砂災害特別警戒区域等が存在しています。

簡単ではありますが、区域及びその周囲の概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明をいたします。

まず、資料 9-1 の事業者への 3 次質問とその事業者回答について、答申に係る部分を抜粋して説明させていただきます。なお、資料 9-2 につきましては、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料 9-1 の 4 ページの質問番号 3-2 をご覧ください。

渡り鳥の調査についてですが、3 次質問の①では、2 次回答で示された調査結果によると、8 月中旬過ぎに確認されている種があることから、調査時期を図書で示している 9 月からではなく、8 月からとする必要はないかを質問しました。これに対し、事業者からは 8 月中旬から下旬についても調査を実施しますとの回答でした。

また、②では、2 次回答で示された調査結果について、年ごとの消長が比較できる集約したグラフを示すことについて質問しました。これに対し、事業者からは集約したグラフが示されましたが、併せて令和 4 年度 6 月のデータに誤りがあったことが確認されたとして、2 次回答で示されたグラフについても修正版の提出がされております。こちらは資料番号 9-2 に示されておりますが、資料 9-2 の大半がこちらのグラフとなっております。

次に、資料 9-1 の 10 ページの一番下の質問追加番号 3-23 をご覧ください。

保安林区域について、松前町内の保安林区域に誤りがあることから、正しい区域を示すよう質問しました。これに対し、事業者からは修正後の図が示されております。修正後の図は、資料番号 9-2 の最後のページに示されています。2 次回答において、対象事業実施区域内に保安林の区域が追加され、今回の回答で対象事業実施区域外側にも保安林の区域が追加されています。

最後に、13 ページの質問番号 4-4 をご覧ください。

②において、渡り鳥の調査、予測に関し、年変動をどのように推定するのか、また、複数年の調査が必要ではないかと質問しました。これに対し、事業者からは、通過頻度が高い地形や標高、植生等の環境に係る傾向についての年変動は小さいと考えられることから統計モデルを用いてこの傾向を把握しようと考えているとのことでした。

統計解析につきましては知内や厚沢部での事業で先ほど先崎委員から 3 次質問についてのご意見をいただいたところですが、本事業は本日が 3 回目の審議のため、追加質問は予定していないところです。このため、回答に不足がある場合には、資料 9-4 でご説明する答申文案たたき台へのご意見をお願いしたいと考えております。

簡単ではありますが、資料 9-1 と資料 9-2 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 9-3 の関係町長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町村は、福島町及び松前町です。

まず、福島町長の意見から概要をご説明します。

(1) から (4) まであり、(1) では住民等への情報提供について、(2) では周辺環境への配慮について適切な対応を求める意見が記載されています。また、(3) では騒音及び振動について、(4) では動植物及び生態系について万全の措置を講じることなどを求める意見が記載されており、(4) では、松前町の白神岬周辺は、鳥類の渡りのルート及び休息地となっているため、十分に留意していただきたいとされています。

次に、松前町長からの意見ですが、(1) から (3) まであり、まず、(1) では、白神岬周辺は渡り鳥のルート及び休息地であることから、適切に調査、予測及び評価の実施を求める意見などが記載されています。また、(2) では、土壌及び地盤等として、土砂流出等の影響について適切な予測及び評価を求める意見が記載されており、(3) では、住民等への情報提供について適切な対応を求める意見が記載されています。

続いて、資料 9-4 の答申文(案)たたき台についてご説明します。

まず、前書きとしては、1 段落目に事業の特性、2 段落目に地域特性を記載し、3 段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1 の総括的事項についてです。

(1) は、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとし、地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載してお

り、基本的には従来どおりの意見ではありますが、保安林の区域が図書では正しく把握されていなかったことを踏まえ、2行目に文言を追加しています。具体的には、「従来、環境に配慮すべき区域を除外するなど」としているところに「的確に把握した上で」という文言を追加しています。

次に、(2)は相互理解に関してであり、従来どおりの意見ではありますが、関係町長意見にありました「住民等」に対し積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(3)は、図書の公表についてです。印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることとしております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音についてです。

アは、事業実施想定区域及びその周囲に住宅や福祉施設等が存在することから、影響の回避または十分低減することとしています。

イは、施設稼働後の対策について検討を求める意見としております。

(2)は、水質についてです。

まず、アは、対象業実施区域内の桧倉川について、さけ・ます増殖事業が行われている福島川の支流であること、また、農業用水としての利用があることを踏まえ、水環境への影響を回避することなどの環境保全措置を求める意見としております。

なお、これまで農業用水としての利用については意見してきていませんが、今年の2月に経済産業省が作成している「発電所に係る環境影響評価の手引」が改訂されております。当該改訂により、方法書に記載すべき事項として挙げられている河川などの利用状況に関して具体的な内容が明記され、飲用、農業用、工業用、漁業用等と記載されたことを踏まえ、農業用水の利用についても言及する意見としております。

2ページのイは、従来どおり、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえた環境保全措置を求める意見です。

(3)は、風車の影についてです。

アは、風車を住居等から離隔することなどにより影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

イは、影響が及ぶ時間の長短に関わらず、人によって気になることを踏まえた評価とすることを求める意見です。

(4)は、動物についてです。

アは、踏査ルートが示されていない調査があり、妥当な踏査ルートが示されているかを判断できないことから、適切に踏査ルートを設定することやその根拠を準備書に記載することを求める意見です。

ここで、申し訳ありませんが、文言の修正をお願いいたします。

単に調査としている箇所と調査手法としている箇所が混在してしまっているため、1行

目の「調査手法」の「手法」を削除し、2行目のラインセンサス法の「法」を削除して「ラインセンサス」とし、調査に関する文言へ統一させていただきたいと思っております。

続いて、イは、哺乳類の調査に対する意見です。従来どおり、哺乳類の捕獲調査について、地域や対象種の特性に応じて、適切な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定することを求める意見です。

ウは、コウモリ類の調査について、従来どおり、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切な調査等の実施を求める意見です。

エは、鳥類の影響についてですが、この区域の特性としてチュウヒなどの生息情報があることや、関係町長からも意見がありました白神岬周辺について、渡りの多い地域であることを述べた上で、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。

オは、従来どおり、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても適切な調査等の実施を求める意見としております。

(5)は、植物についてです。

アは、植生調査の具体的な調査地点が示されていないことに対し、適切に調査地点を設定することやその根拠を準備書に記載することを求める意見です。

イは、動物と同様に、踏査ルートについて適切に設定することやその根拠を準備書に記載することを求める意見です。

次のページに行きまして、ウは、従来どおり、重要種等への配慮を求める意見であり、植生自然度 10 としてツルヨシ群集、植生自然度 9 としてヤナギ高木群落を記載していません。

エも、従来どおり、外来植物について、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握することや拡散防止対策を検討することなどを求める意見です。

(6)は生態系についてです。

いずれも従来どおりの意見ですが、アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することとしています。

イは、地域の生態系に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見です。

ウは、自然度の高い植生の区域などについて改変の回避などを求める意見としております。

(7)は、景観についてです。

従来と同様に、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項について意見しております。

(8)は、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

本事業は、福島大神宮などが事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接してお

り、影響が懸念されますので、この点について述べた上で、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で適切に予測及び評価をすることとしております。

最後に、(9)の廃棄物等については、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**先崎委員** 答申にどうするか、資料 4-4 の 3 次質問の回答についてです。

先ほどの 2 件の審議とも関係があるのですがけれども、統計モデルというのは、何か、土地利用ごとの個体数のほか、標高ごとの個体数や種数など、各種の個体数が土地利用間、地形、標高ごとにどう変わっているのかをモデリングし、年変動が小さいからというようなことだと理解しました。ただ、そういったことができるデザインにはなっていないのではないかと考えています。

また、渡り鳥の利用状況についてです。これは地上に降りているものだけではなく、昼と夜の飛翔軌跡などもあり、年変動もあると思います。例えば、渡り鳥が利用する環境要因に大きな年変動はないと書いているのですがけれども、渡り鳥に影響する、利用状況に影響する、風況や月齢もやっぱり変わってくると思うのです。そのため、事業者の回答が私にぴんとこないところがあって、入れていただきたいことがあります。

個別的事項の(4)のエで、どう入れればいいかは分からないのですが、渡り鳥の利用状況の年内のばらつき、それから、年変動する場合もしっかりと把握してくださいというようなことです。後で私が文言を考えますので、そのようにしていただくことでよろしいでしょうか。

○**事務局(川村専門主任)** 今いただいたご意見を踏まえ、こちらでも文言は検討させていただきますが、後日、メールでご確認等をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○**白木委員** 先ほど 2 回ほど述べた累積影響の件です。

質問内容に入っていないので、それを盛り込めるかは分からないのですが、渡りルートは、毎年、行ったり来たりですし、場所が点在しているのです。風車が点在して、同じ事業者がつくっていくということですので、やはり全体としてどういった影響があるのかという評価は必要ではないかなと思うのです。

しかし、この図書だと専門家もそうした意見は言っていないですし、今までの Q&A にも書いていないのですが、どうですか。

○**事務局(川村専門主任)** 図書の 23 ページに対象事業実施区域及びその周囲における風力発電事業とありまして、最も近いもので西側になる松前町札前ウィンドファーム事業が

5キロメートルぐらい離れているところになります。この松前町札前ウィンドファーム事業は、22ページの表を見ていただくと、配慮書が令和元年に出た後、方法書の手続に進んでいない事業です。今までいろいろな事業の審査をしてきておりますが、配慮書段階では事業実施想定区域が示されているだけであり、累積的影響の評価は難しいということも多く、事業者の見解として確認してきておまして、どこまで累積的影響について言及すべきかも含めてご意見をいただけたらと思います。

○白木委員 渡り鳥の場合、必ずしも隣接していなくても、先ほどのちょっと離れた知内とか、幾つか東側に計画地がありますよね。そういったところを通っていく可能性があるので、やはり、調べたほうがいいですし、確認したほうがいいと思うのですが、今までの審議の過程でその根拠がなく、どうしたらいいのかなというところです。

ずっと同じ議論をしているのだと思うのですがけれども、これはちょっと先行していたのか、その話が出てきていなかったということです。

○事務局（名畑課長補佐） 今、白木委員がおっしゃっているのは、渡島管内で今日幾つもの事業の説明があって、それら全体の累積影響を見ていくべきだろうというご意見ということでしょうか。

○白木委員 そうですね。個別に渡りのルートがどうなっているのかは分からないのですが、同じ種が使っている可能性があるわけです。別に同じ個体ということではないのです。しかし、その場合、それぞれの場所である程度の影響があるとしたら、それを全部合わせた評価が必要だということです。しかも、それで終わりではなく、それが毎年繰り返され、影響はやはり大きくなっていくと思うのです。同じ事業者がやる事業ですので、できればそれをやっていただきたいということです。

○事務局（名畑課長補佐） 具体的にどういう文言でというのは持ち帰ってご相談をさせていただこうと思うのですが、白木委員がご懸念されている今まで議論していないから載せられないということはないかなと思います。今お示したたたき台をベースに、そこにどう言及できるか、最終案を詰める段階でご相談をさせていただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 今ご審議をいただいた（仮称）福島町風力発電事業環境影響報告評価方法書については、今、まとまった意見としてお聞きすることはできなかったのですが、先崎委員から、鳥類群集にも年変動があるので、それをちゃんと調査できるようなという趣旨だったと思うのですが、そのような加筆をすること、また、白木委員から、道南における一連の風力事業での累積的な影響についてもちゃんとアセスしていただけたほうがいいのではないかという意見がありました。ご意見をいただいた委員の皆さんと事務局で具体的な文言についてもんでいただき、加筆するという対応としようと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** それでは、そのように対応したいと思います。

最終的な文言の修正につきましては、事務局と相談いたしますが、私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** それでは、そのようにさせていただきます。

後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行うことといたします。

議事(9)については以上といたします。

続きまして、議事(10)に移ります。

本日が2回目の審議となる(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から、意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○**事務局(下田主事)** 関係資料は資料10-1から資料10-3までとなります。

資料の説明に入る前に、まずは事業の概要について、図書を用いて簡単に振り返りをいたします。

まず、図書の概要についてご説明いたします。

図書表紙の事業者名はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社となっておりますが、4月1日付で社名がENEOS リニューアブル・エナジー株式会社に変更となっております。それに伴い、資料10-1の意見概要と事業者の見解の表紙はENEOS リニューアブル・エナジーとなっております。

それでは、図書の3ページをご覧ください。

本事業は、今金町、せたな町、八雲町を対象事業実施区域とし、単機出力4,300キロワット程度の風力発電機を24基程度建設し、合計出力が10万3,200キロワットの発電所を設置する計画となっております。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

51ページをご覧ください。

動物について、環境省のEADASセンシティブティマップでは、区域と重複するメッシュは注意喚起レベルの指定がありませんが、隣接するメッシュにチュウヒやオジロワシ、クマタカ、オオワシの生息情報がある注意喚起レベルA3のメッシュと海ワシ類の集団飛来地情報がある注意喚起レベルA1のメッシュがあります。

続いて、119ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場をまとめた図ですが、道路造成の可能性のある範囲と今金八束鳥獣保護区が重複しております。

次に、植物につきまして、若松トドマツ希少個体群保護林そのものは除外されているものの、区域及び風車設置範囲に食い込む形となっております。また、隣の120ページと併せてご覧いただきますと、植生自然度9の森林及び保安林の状況が記載されています。植生

自然度9の森林や保安林がまとまっている箇所が区域内に残っているという状況です。

続いて、住宅等との位置関係について、151ページをご覧ください。

最も近い住宅等が風力発電機の設置予定位置から約500メートル離れた位置にあり、周辺にある福祉施設等が設置予定位置から約7キロメートル離れています。

次に、景観についてで、395ページをご覧ください。

玉川公園等の主要な眺望点のほか、富里生活改善センター等の日常的な視点場が計18地点選定されています。

簡単ではありますが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料10-1の方法書についての意見概要と事業者の見解について説明いたします。また、資料10-2のQ&Aについても併せてお手元にご用意ください。

資料10-1の表紙と目次をめくっていただいて、1ページに公告、縦覧の状況が記載されています。公告は日刊新聞で行ったほか、関係市町村の広報誌やチラシ、事業者ウェブサイト等により周知したとのことです。

2ページに縦覧者数が記載されていますが、合計2名とのことです。

また、説明会の開催状況が3ページに記載されています。八雲町の会場で13名、せたな町の会場で16名、今金町の会場では5名の参加があったとのことです。また、別途、地域住民向けの説明会を今金町で実施しており、5名の参加があったとのことでした。

4ページの一番下に意見書の提出状況が記載されています。意見書の提出は6通、意見総数が21件とのことでした。

5ページからその意見と事業者の見解が記載されていますので、一部を抜粋してご紹介いたします。

8ページのナンバー10の意見をご覧ください。

夜間の渡り鳥調査に対する意見ですけれども、夜間にサーマルスコープやサーマルカメラを用いた詳細な調査を求める意見となっております。事業者の見解としては、暗視機器による調査では観察範囲が狭くなることから、夜間の広域の渡り鳥の利用頻度の把握は難しいと考えており、方法書に記載のとおり、レーダー調査を実施するとの回答でした。

ここで、資料10-2の9ページをご覧ください。

質問番号6-18の2次質問の③で、レーダー調査についての能力、特に高度による精度の変化について、ローター高をカバーする範囲で十分な精度が得られるのか、それ以上の高度がどの程度まで有効なのかについて質問しております。これに対し、事業者からは、様々なパラメータの設定にもよりますが、風車の高さ辺りの飛翔数を捉える場合には、垂直方向に回した場合でおおむね高さ50メートルから高度500メートルのデータは精度高く得られているものと捉えており、レーダーにより得られた結果については、風力発電機を含む高度での飛翔数が把握できるため、小鳥類等のバードストライクのリスクの程度は考察できると考えているとのことです。

なお、鳥類に対する影響についての意見は、先ほど挙げた意見のほかにもいろいろと出ておりました。

次に、資料 10-1 にまた戻っていただきまして、10 ページのナンバー14 の意見をご覧ください。

こちらは騒音の影響を懸念する意見であり、事業者の見解としましては、騒音や超低周波音の影響度合いは、距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なり、最寄り住宅付近でも現地調査を実施した上で、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、結果を準備書に記載するとのことでした。騒音や超低周波音の調査、予測は、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により実施し、現地調査結果を踏まえた予測や評価の結果や審査等を踏まえて事後調査の実施を検討するとのことでした。

簡単ではありますが、資料 10-1 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 10-2 に沿って 2 次質問とその事業者回答について説明いたします。資料 10-3 は、この事業者回答の別添資料となりますが、本資料についての説明は割愛させていただきます。

まず、資料 11 ページの質問番号 6-29 をご覧ください。

1 次質問で、上位性注目種として選定されたクマタカの餌種としてヤマドリを挙げていますが、図書においても確認種とされていないものをなぜ調査対象に記載しているのかを質問したところ、事業者からは、生息が確認されているキジに変更して計画を進めるという回答がありました。そこで、2 次質問で、ヤマドリとキジでは主な生息環境が大きく異なること、北海道に生息しているコウライキジは放鳥により生息するようになったものの、ヤマドリとは生息環境が異なることから、キジがクマタカの餌資源の調査対象となり得る理由について質問しております。これに対し、事業者からは、コウライキジはヤマドリと生息環境は異なるが、対象事業実施区域及びその周囲には開けた場所も多く、樹林内においても多くの場所で林道があるため、幅広く生息し、クマタカの餌資源になり得ると考えていること、調査においては、クマタカの餌資源となる中型の鳥類も補足的に記録することや、クマタカの営巣地が確認された場合には、実際に利用している餌種の特定に努め、その結果も踏まえた上で適切に餌資源への影響を検討するとの回答を得ています。

続きまして、13 ページの質問番号 7-2 をご覧ください。

現状、専門家の意見聴取がコウモリ類、鳥類及び植物の各 1 名にしか実施されていないところで、専門家によって見解が異なる可能性もあることから、方法書に記載する調査方法を検討する上では、より正確な調査のために複数の専門家へのヒアリングを実施しないのか、事業者の見解を尋ねました。これに対し、事業者からは、ヒアリングについては両生類や爬虫類といった踏査による確認が基本となる一般的な調査の手法については特段の必要性は低いと考えるが、現在実施している分類群以外の専門家にもヒアリングを実施したいと考えていること、この後提示するのですけれども、質問番号 7-3 の③で出てくるのですが、植物や植生については複数の専門家にヒアリングを実施するというところで回答を

得ております。

次に、14 ページの質問番号 7-3 をご覧ください。

1 次質問で保護林からの十分な離隔が確保されていないことについて説明を求めたところ、事業者からは、十分な離隔距離については今後の調査等を基に森林管理署等との協議を踏まえて設定することを検討し、それを事業計画に反映するとのことでした。これに対し、2 次質問の④で、保護林の林況について、特に健全性はどのような状態にあるのか、林縁部の針葉樹は風の影響を受けやすくなるのですけれども、改変部からの影響を十分に軽減するための具体的な離隔距離の取り方について質問をしました。これに対し、事業者からは、舗装道路との隣接部については植林以外のトドマツの分布は確認できておらず、実際の保護林に指定されている林班の中心部や尾根部の状況は現地調査で確認する、改変する場合は、トドマツが混生する林分の位置を現地調査により把握した上で、その場所と改変区域との離隔を算出の上、必要に応じて専門家等からの意見も鑑み、適切に事業計画を検討するとのことでした。

最後になりますが、質問番号 7-5 をご覧ください。

1 次質問③の事業者の回答で、鳥獣保護区について、現時点では既存道路の部分的な改変のみ可能性のある範囲として対象事業実施区域としているものの、今後の環境調査や事業性等を勘案した上で事業計画を策定するに当たり、鳥獣保護区内の道路改変がないよう計画検討すると回答しております。2 次質問では、この鳥獣保護区内の拡幅による切盛土や樹木の伐採、枝払い、アスファルト舗装といった道路改変はしないよう考慮するという認識でよいかということを確認の質問をしたところ、そのとおりであるという回答を得ております。

図書の概要及び資料の説明については以上となります。

今後の予定ですが、今までと同様、委員の皆様には事業者への 3 次質問の作成を依頼させていただきたいと思っております。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○白木委員 質問番号 6-29 についてです。

生態系について、上位性注目種として調査するクマタカの餌種について書かれているところですが、最初はヤマドリが入っており、それに対する指摘で、今度は餌種をキジに変更するとの記載です。キジを食べているかどうかは私にもよく分からないのですけれども、主に哺乳類ではないですか。エゾリスやネズミも捕ると思います。あるいは、エゾライチョウなどで、調べる餌種については考え直さないといけないと思いますので、その点について確認していただければと思います。

○事務局（下田主事） もう一度質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

す。

○澁谷会長 ほかにございますか。

○先崎委員 今のところですが、事業者が頑なにキジにこだわっているように思います。まず、クマタカが北海道でコウライキジを食べていることの根拠を一緒に聞いていただければと思います。そして、そうではないのだったら、別のものにしたほうがいいのではないかというような感じで聞いていただくのがいいのではないかと思います。

○事務局（下田主事） いただいたご意見のとおり、事業者に質問させていただきたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ないようですので、この議事については審議を終了します。

今の白木委員と先崎委員からの質問については、後ほど事務局と委員で調整し、質問の意図をしっかりといただければと思います。

それでは、最後になりますが、議事（11）に移ります。

本日が2回目の審議となる（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うことといたします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にはお申出ください。

では、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 本事業は、東急不動産株式会社が松前町に風力発電所をつくる計画で、配慮書は令和2年、方法書についても令和2年から令和3年にわたって当審議会でご審議をいただき、知事意見を発出しております。

こちらの準備書ですけれども、事業者による縦覧は本年の1月31日から3月1日まで実施されており、当審議会への諮問は2月1日付でさせていただいております。

前々回の審議会でご書概要を説明したのですが、そこからしばらく時間が空いてしまっているので、事業の概要を、図書を用いて簡単に説明させていただきます。

松前の準備書の1分冊目の3ページをご覧ください。

こちらに発電所の出力等が書いておまして、発電所出力は最大5万1,600キロワットで、単機出力4,300キロワットの風車を12基設置する計画となっており、方法書段階から増減はありません。区域の面積は約739.3ヘクタールで、そのうちの改変規模が約24.5ヘクタールとなっております。

対象事業実施区域が松前郡松前町のみで、5ページ以降の図に区域と風力発電機の設置位置が示されております。こちらの事業は、松前町の中で三つのエリアに分かれていまし

て、北側からエリア1、エリア2、エリア3となっております。エリア1には9基、エリア2には1基、エリア3に2基設置する計画となっております。

7ページを見ていただくと拡大図が出ているのですが、青色の丸で書かれているものは既に稼働しておりますリエネ松前風力発電所の風力発電機でして、諸元としては3,400キロワットの風車が12基設置されていることになっております。

次に、方法書以降の事業計画の変更内容についてです。

13ページをご覧ください。

破線部が方法書段階の区域になっておりまして、黄色で示された丸が方法書段階の風車位置になっております。

エリアごとの詳細は次のページ以降に記載されていますが、エリア1は改変が生じない南北端を区域から除外していきまして、エリア2は、次のページにありますけれども、北部のエリアを改変しないことを理由に除外しています。方法書時点で設置を予定していた風車は、風況観測結果及び猛禽類の調査結果に基づき、こちらから前のページにあったエリア1へ設置箇所を移動しています。

最後に、エリア3について、16ページを見ますと、北部区域に改変が生じない箇所が出てきたので区域から除外し、輸送路及び変電所として改変する箇所のみ、新たに区域に追加しています。こちらも方法書段階で設置を検討していた風車が2基あったのですが、エリア2と同様の理由でエリア1へ設置箇所を移動しています。

次に、41ページをご覧ください。

事業実施区域及びその周辺の事業ということで、図のとおり、既設、計画中の風力発電が複数件ありまして、そのうちのリエネ松前風力発電所、最初にご紹介した発電所が本事業の対象事業実施区域と重複しているため、この事業が累積的影響の評価対象となっております。

次に、59ページをご覧ください。

重要な地形、地質に関する記載になっていきまして、62ページにも海生段丘の松前段丘が区域と重複しているとなっております。

めくっていただいて、74ページですけれども、EADASのセンシティブティマップの情報がありまして、オジロワシやチュウヒ、クマタカ等の生息情報から、区域の一部のA3及びBと重複しているという状況です。

次に、96ページをご覧ください。

対象事業実施区域の植生についてです。改変区域の植生はササ群落やススキ群団、オオヨモギ群落などの代償植生、植林地や耕作地植生が割と多くを占めており、自然度でいうと2から6になっております。

次に、122ページから126ページにかけて重要な自然環境のまとまりの場が示されております。重要な植物群落として、松前－江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林が存在し、図面上では対象事業実施区域と重複していますが、先行植生調査にて文献情報から範囲が

縮小していることを確認していると事業者から回答をいただいております。これは、前々回の令和5年度第9回の審議会資料でまとめていただき、別添資料として図も出していただいているのですけれども、今回の審議会では手元に用意できておりませんので、道のホームページにも掲載しておりますので、そちらでご確認をいただければと思います。

なお、縮小後、改変区域と特定植物群落の重複はないとなっています。

そのほか、本図には道立自然公園や保安林の記載もありますが、いずれも改変区域内とはなっておりません。

最後に、153ページをご覧ください。

区域周辺の住居等の図になっておりまして、最近接の住居と風車との離隔の状況についてです。エリア1の最北部の風車が最近接で、500メートルの離隔距離となっております。また、配慮が特に必要な施設との最短距離はエリア3の南部にある福祉施設で、156ページにある緑色の丸の11番がその福祉施設に当たりまして、こちらとは0.7キロメートルの離隔距離となっています。

事業の概要については以上です。

次に、資料11-1をご覧ください。

本資料では、事業者から送付があった本準備書への一般の意見の概要と事業者の見解を記載しております。

めくっていただいて、1ページの(2)をご覧ください。

公告の方法が載っているのですが、図書の縦覧については北海道新聞の函館版に掲載するほか、インターネットにより周知されたということです。

(5)で意見書箱への投函者数の記載があり、松前商工会及び渡島総合振興局に意見箱を設置したとのことですが、いずれにおいても0名であったとのことです。

ページをめくっていただいて、2ページになります。

準備書説明会について、2月1日と2日に松前町内で開催され、町民総合センターにて3名、より事業地に近いパートナーシップランドでは5名の来場があったとのことです。

また、同じページの下のほうで意見の募集について記載がありますが、1月10日水曜日から2月27日火曜日まで行われていまして、合計3通、11件の意見が提出されたとのことです。

そちらの意見について、主なものを抜粋してご説明いたします。

まず、1通目ですが、本事業地周辺にあるリエネ松前風力発電所のコウモリに係る事後調査結果についてで、既設風力発電機における事後調査では7月下旬にヤマコウモリの死骸が回収されているものの、本事業はその時期に調査がなされていないということで、その理由を、また、既設風力発電機と本事業の調査時期が異なることから、予測結果には不確実性が伴う旨を準備書に追記してほしいとの意見がありました。事業者からは、意見にあったコウモリとは別の種であるコヤマコウモリの死骸が多く確認された9月を主体に調査している、また、本事業の環境保全措置としてフェザリングを実施しているということ

で、稼働後1年間、バットストライクに関する事後調査を実施して、影響が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、さらなる効果的な環境保全措置を講じるという見解が示されております。

次に、2通目ですが、鳥類及び凶書閲覧に関する意見です。オオジシギのバードストライクの影響であったり、オジロワシとオオワシのバードストライクの影響についての意見がありまして、環境省資料などに沿った対応を検討してほしいという意見です。事業者からは、オオジシギの年間予測衝突数はほかの種と比較しても相対的に低い値となったことに加え、風力発電機ヤードの植生管理を行うことで影響は低減できるが、予測には不確実性を伴っていることから事後調査を実施する、また、オジロワシ、オオワシについては、ほとんどの飛翔がブレード回転範囲外を通過しており、風力発電機を認識している可能性が高いこと、既設風力発電機の事後調査でも死骸が発見されていないことから、ブレードやタワーに接近する可能性は低いとはしつつ、引き続き専門家の意見を踏まえて環境保全措置を検討するとの見解が示されております。

また、凶書のボリュームに対して閲覧期間が短いことについて意見があり、事業者からは要約書も作成して縦覧していること、凶書の目的以外の利用防止のために印刷はできないとして、引き続き、地域住民への丁寧な説明を行い、合意形成に努めるという見解が示されています。

最後、3通目は、本事業地周辺にあるリエネ松前風力発電所に係るコウモリ類についての意見ということで6件が来ております。6ページ、7ページになるのですが、リエネ松前風力発電所においてバットストライクが発生したことが事業者ウェブサイト上に記載されていないこと、バットストライク発生から事後調査まで、そのことが明らかになるまで時間がかかっていること、風車のフェザリングのみではコウモリ類の保全措置が不十分であること、事後調査報告書の継続公表や年度ごとの調査結果を公表することが主な意見です。事業者の見解として、リエネ松前風力発電所の事業者は、今回の事業と異なるものなので、最初に紹介したコウモリの意見に対する見解と同様、稼働後1年間、バットストライクに関する事後調査を実施し、影響が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得てさらなる効果的な保全措置を講じるとの見解が示されております。

簡単ですが、資料11-1の説明は以上といたします。

最後に、2次質問とその回答について、何点かかいつまんで説明いたします。

資料11-2の11ページの質問番号13-2をご覧ください。

エリア1での排水についてです。凶書に排水は既存道路に到達するという旨の記載があるので、排水状況を伺っておりました。また、2次質問で詳細を改めて伺ったところ、道路に排水は到達する可能性はあるが、その前にある程度は浸透することから道路が冠水するような量は流入しないと考えている、現時点では道路排水溝の把握はできていないことから、確認の上、排水溝が確認できなければ冠水対策について評価書に記載するとの回答をもらっております。

次に、めくっていただき、12 ページの質問番号 15-1 をご覧ください。

風車の影について、住宅等が参照値を超える予測結果を示している中、建造物や植生によりおおむね遮蔽されるとされる根拠を1次質問で求めています。遮蔽状況がより明確になる資料を求めたところ、住宅等の周囲及び事業地方向に位置する遮蔽物の状況を示す写真をそれぞれ示すことで遮蔽物の全容が分かりやすくなることと考え、周囲の写真を示しておきますとのことで、1次質問の際に出た資料となっております。この指摘を踏まえて、3次回答においては、より遮蔽状況について明確に分かりやすくなるような資料を提示させていただきますという回答をもらっております。そのため、3次質問でこちらをいただこうと考えております。

また、④ですが、遮蔽物となっている建造物そのものは保全対象とはならないのかを伺っております。居住がある住宅が遮蔽物となっている場合もあるということですが、その建造物そのものについてもシミュレーションを行っており、上記のとおり、遮蔽物の確認を行っておりますという回答をもらっております。

なお、居住実態については、13 ページの質問番号 15-5 の回答にて、どうやって把握したのかを聞いているのですが、ゼンリンの住宅地図や現地確認をして、その結果を基に把握しているという回答をもらっております。

次に、14 ページの質問番号 16-1 をご覧ください。

こちらはコウモリの関係です。カットイン風速が秒速3メートルという値ですが、本事業のコウモリ類の保全の有効性を検討する上で非常に重要になると考えられることを踏まえ、コウモリの個体群を保全する上で、半数以上が出現する風速で区切ることの妥当性について伺っております。これに対し、事業者からは、同一個体が複数回通過している可能性も十分考えられるため、「通過事例数の半数以上＝個体群の約半数以上」ということではない、周囲においてコロニーも確認されていないことから、地域個体群の個体数を把握することは困難であるということ踏まえ、コウモリの個体群を保全する上で、半数以上が出現する風速で区切ることの妥当性は示せないが、通過事例数の半数以上を多いと判断して、カットイン風速3メートル毎秒以下ではブレードをほとんど回転させないフェザーモードを実施することとしたという回答をもらっております。

次に、少し飛んで、19 ページの質問番号 16-13 をご覧ください。

オオジシギについての質問です。道外の知見では過小評価となっている可能性はないかということ伺っていますが、必ずしも本地域に当てはまるものではなく、本地域における具体的な文献資料は見当たらず、参考として取り上げた、過小評価となっている可能性は捨てきれないということで、草地の中に回転体を伴う巨大な構造物が出現することに対する影響としまして、生息地の忌避が一例として考えられることから、これらを踏まえて改変による生息環境の減少、喪失について、予測評価を行い、評価書に記載いたしますとの回答をもらいました。

また、1次回答にて営巣場所に対する環境保全措置として草刈りを挙げているのですけ

れども、オオジシギの生態を考えると逆に誘引する可能性はないか、草刈りによって採餌場所を遠ざけることができる可能性があるという1次回答の科学的根拠を伺っております。これに対し、事業者からは、草刈りにより誘引される可能性も考えられるが、草刈りをすることによって営巣場所を風車から遠ざける措置を講じることで営巣場所から近い採餌場所については同様に風車から遠ざけることができるものと考えたということです。また、本種の主な餌資源を考えると、採餌行動の範囲がブレード回転域と重複する可能性は低く、採餌行動に対する衝突リスクは低いものと考えているとのことでした。

次に、20ページの質問番号16-16をご覧ください。

オジロワシのバードストライクについてです。1号機の話をして1次回答でもらっていただき、場所というエリア1の話になります。2号機と4号機と5号機の再配置の検討はしていないのか、オジロワシはバードストライクの危険性が高い種であること、これらの地点の衝突予測数も過去の事例からも十分に大きい値であることから、再配置を検討すべきではないか、本配置案が最も安全である根拠を示した上、よりリスクの高い風車と比較して配置の再検討を行わないことの妥当性について伺っております。これに対し、事業者からは、1号機以外については環境省モデル、由井モデルともに20年間で1回未満の数値であり、稼働期間内において衝突する可能性は低いと考え、1号機については再配置を検討するとの回答をもらっております。

なお、前回の審議会の中で、年間衝突予測数については明確な基準はないが、小数点以下1桁以上の数値はリスクが高いと考えるとの意見を踏まえ、1号機の再配置が妥当であると判断したという回答でした。

また、採餌行動による衝突リスクへの環境保全措置及びその有効性についても伺っており、環境省の資料を踏まえ、タワー下部の彩色を検討すると回答を得ています。

簡単ではありますが、本事業に関する説明は以上となります。

なお、委員の皆様には、先ほどの事業と同様、後日、メールにて3次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見を伺います。

○先崎委員 私ばかり質問して、すみません。

オオジシギのところで質問したいのですが、質問番号16-13は、結局、事業者は何をどうするという事なのでしょうか。

○事務局（道場主任） 図書の1,102ページの質問で、こちらに影響予測とそれに対する環境保全措置が書いてあると思うのですがけれども、そちらの内容と1次回答にある環境保全措置としての草刈りを行うことで、オオジシギの生息環境を風車から遠ざけるような措置を取るというようなことです。

○先崎委員 そうすると、風車1基当たりの周囲の三、四百メートルの範囲について草刈

りをするというようなことになるのでしょうか。

○事務局（道場主任） どこまで草刈りをするか、どこまでそうした措置を実施するかは確かに確認していないので、3次回答で確認させてください。

○先崎委員 草が伸びてくるので、ずっとやるのかどうかも確認していただいたほうがいいのではないかと思います。

次に、③についてです。

確かに地面で食べるのですけれども、夜行性でして、餌が取れる場所の風車のそばまで飛んできますし、そのときにぶつかるリスクはあると思います。草刈りをする事で衝突リスクが上がるという効果は絶対に避け切れないので、その点は検討していただきたいというようなことをもう一回聞いていただきたいと思います。

また、風車の騒音です。風車ノイズで無脊椎動物の個体数が減ったりするという知見があります。ミミズなどのオオジシギの餌でして、いわゆるエコロジカルトラップにつながる可能性があります。質の悪い生息環境にオオジシギを誘引してしまうというようなことでして、この点を事業者としてどう考えているのか、聞いていただければと思います。

○事務局（道場主任） 今おっしゃった内容は、無脊椎動物の減少によって質の悪い環境に逆に誘引しかねないということ、また、実際に飛来するときのことは考慮していないのかを具体的に確認してみようと思います。こちらの文言についてもご相談させていただくかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 質問番号2-6の緑化についてです。

1次質問では、在来種の種子を収穫し、緑化に用いますということが回答にあったのですが、2次質問の回答では、のり面は急激な浸食防止のために緑化を行いますとあります。これは上面の話です。そして、在来種にこだわると成長が遅く、目的が達成できずということで、結局、洋芝等、外来のものをを用いるという回答に変化しています。

また、1次質問のハリエンジュやギンドロがはびこるのではないかとという指摘について、草刈りと併せて適切に除去するという事で、2次質問ではそれによって外来種の侵入や従来より増殖することはないという回答になっていまして、何となく矛盾しています。

外来種を増やさないとしつつ、自生種ではなく、洋芝類を持ち込むことで、結局、外来種の定着を促してしまうことになります。今は自生緑化も行われているので、なるべく自生の植生によるのり面緑化に努めていただければと思います。また、ハリエンジュは本当に管理できるのか、かなり疑問があります。それだけ頻繁に維持管理ができるかでして、設置後の維持管理はどれくらいの頻度で手を入れるのかを確認していただければいいと思います。

○事務局（道場主任） 1次回答と2次回答では、結局、どちらなのかは明確にしておいたほうがいいと思いますので、3次質問で明確にしたいなと思います。

また、⑤について、ハリエンジュ等で新たに侵入したり従来よりも増殖したりすること

はないということですが、維持管理や点検作業等でどうしても侵入してくる可能性もあると思いますし、おっしゃったとおり、維持管理の頻度につきましても確認は必要だと思いますので、3次質問にて確認いたします。

文言等をご相談させていただくかもしれませんが、その際はご協力をよろしくお願い致します。

○松島委員 ハリエンジュは根こそぎ取らないと根絶は難しいのではないかなと思うので、よろしくお願い致します。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 質問番号 16-16 のオジロワシの衝突に関して記述されている部分についてです。

1号機、2号機、4号機の衝突リスクが比較的高いという結果を受け、1号機に関しては小数点以下1桁以上なので、再配置を検討するということですが、それ以外のものも値としては比較的高い値が出ております。

過去の事例を見ても、例えば、100年に1回当たるという値が出ていたとしても、ある程度高めのところでは、例えば、建てたら、即、衝突事故が起こるとかということが度々起きているのです。リスクを出すというのは大切かもしれませんが、そのとおりにではなくて、ある程度高い値が出ているところは衝突しやすいということが言えると思いますし、0.05以上という値はかなり高い値ではないかと考えられるわけです。

また、その対策としてブレードへの彩色、タワー下部への彩色のみが挙げられているのですが、例えば、環境省の環境保全措置の事例ということでタワー下部の彩色が示されているとあります。目がよく、探餌のときに下を向いているから、タワー下部に色を塗れば風力発電施設に気づかせる効果が期待できるというだけで、実証的な研究をしているわけではないのです。つまり、これは考察であって、実際にタワーに色を塗って、それによって本当に避けられたというわけではないと思うのです。ブレードに塗装をすることは、ないよりはいいのかもしれませんが、それが確実な効果があるというような、そういう検証例はないのです。

そういったことを踏まえますと、この大きなリスクを持つ4基がそのまま残った場合、全て合わせれば相応のバードストライクが起こる可能性があると思いますので、ほかの3基についてもリスクが少なくなるような再配置を検討するなど、確実に効果のあるような保全措置を再検討していただけないかと思います。

○事務局（道場主任） 確かに、この内容は考察的な内容で、実証的なものではない可能性もあるので、本当に確実性がある対策等がないのかは改めて3次質問で詳細に伺おうと思います。こちらについてご助言をいただけるととても助かりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ないようですので、ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から非公開箇所についてご意見やご質問等がある場合は挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 ないようですので、非公開審議は終了いたします。

以上をもって、この議事についての審議を終了いたします。

本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるということですので、お願いしたいと思います。

○事務局(名畑課長補佐) 皆様、今日は一つの答申を含んだ10件という多くの案件を審議していただき、誠にありがとうございました。

冒頭、オンライン接続の関係で開始が遅れたこと、そして途中で中断があったことについて大変申し訳ありません。次回までに改善できることは改善させていただきます。

事務連絡です。

次回以降の審議会は、既に日程調整させていただいておりますが、第2回を6月13日木曜日、第3回を6月19日水曜日、第4回を7月26日金曜日のそれぞれ午後に予定しております。皆様、大変お忙しい中、恐縮でございますけれども、ご予約の確保及びご出席のほど、よろしくをお願いいたします。

詳細な時間等は改めてお知らせしますが、今お伝えした日の午後ということですのでよろしくをお願いいたします。

4. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上